

# 『カラマーゾフの兄弟』論（5）－「神秘」の問題 をめぐって

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 秦野, 一宏, HATANO, Kazuhiro メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.15053/0000000123">https://doi.org/10.15053/0000000123</a>

## 【論文】

## 『カラマーゾフの兄弟』論 (5) — 「神秘」の問題をめぐって

秦野 一宏

## 1.

「この世のすべては謎だ！」とドミートリイは言う。至るところに謎めいたものを感じ、驚くことができるのは、世界を新鮮に感じているからで、魂がまだ干からびていない証拠だ。おそらく、ドストエフスキイも生涯、世界は謎だらけだと感じつづけたにちがいない。たとえば、17歳のドストエフスキイは兄に宛てた手紙の中で、こんなことを書いている。「人間は神秘です。その神秘を解かなければなりません。その解明に一生かかっても、空しく時を過ごしたなどと言いません。ぼくはこの神秘に取り組んでいるのです。だって、人間でありたいですからねり」。ここでの「神秘 тайна」は「謎 загадка」と言い換えることもできよう。このような「人間」の謎を理性で解明しようとする情熱は、『カラマーゾフの兄弟』のイワンに代表される一連の知識人たちの形象を生み出すことになる。ただ『未成年』や『カラマーゾフの兄弟』を執筆している頃のドストエフスキイは、17歳の頃のように、その意味を知力で解き明かせると信じていたかどうか。『未成年』の巡礼マカールや『カラマーゾフ』のゾシマ長老たちにとっては、神秘とは「人間の神秘」というより「神の神秘」、すなわち体験を通して洞察するもので、論理だけで理解できるものではなかった。

ゴロソフケルが指摘するように、『カラマーゾフ』では「神秘」という語には「肯定的な、奥行きのある確言的な意味あい」がある<sup>2)</sup>（「謎」は中立、「秘密 секрет」という語は「なにかしら否定的な、警戒心をかきたてるような」響きをもっている<sup>3)</sup>）。カラマーゾフの三兄弟のうちでもドミートリイとアリョーシャは、ともに「神秘」を体験しているが、イワンはひたすら人間の「秘密」を認識しようとするだけである。ドミートリイも妖婦グ

## 2- 『カラマーゾフの兄弟』論 (5) - 「神秘」の問題をめぐって

ルーシェンカの「悪魔的な曲線美」に悩まされ、その「秘密」に捕らわれていたが、グルーシェンカに聖なるものを感じるようになりだすと、「彼女の魂のおかげで[彼女の魂を通して]、俺自身、人間になれたんだ！」と言うまでに変貌する。「秘密」が「神秘」になったのだ。ドミートリイに言わせれば、美（精神）はソドム（肉体）の中にこそ潜んでいるのであって、この矛盾こそ超自然、「神秘」であった。ただ、自身の理解を超える非ユークリッド的なものは断じて敬遠、拒否するというイワンだけは、たとえ目の前に悪魔がたち現れようと、それを超自然とは見なさない。彼にとっては悪魔も自身の作った幻にすぎず、その出現は精神の病以外のなにものでもない。彼は生の謎解きに没頭しても、認識不可能な世界（「物自体」の世界）には立ち入らない。イワンが語る叙事詩『大審問官』の主人公は、「神秘」という言葉をしきりに口にしますが、そこにあるのは、叙事詩の聞き手であるゾシマの弟子（アリョーシャ）を籠絡しようとする作者（イワン）の戦略的な意図だけで、言葉は本来の意味を指し示していない。

『カラマーゾフの兄弟』で取り上げられる神秘体験とは具体的にはどのようなものなのか。たとえば、ゾシマは旅で出会った青年と、神の世界の美しさや「偉大な神秘」をこんなふう話題にする。どんな草でも虫でもみな、「知性をもたないのに」「神の」神秘を明かしている。あらゆる生き物が、「一枚一枚の葉が、神の言葉を志向し、神を讃える歌をうたい、キリストのために泣いている。自分では分からぬまま、罪なき生の神秘によってそれを行っている<sup>4)</sup>」。イワンも「春に芽吹くねばっこい若葉」を愛でるが、そこに自然の（＝神の）神秘を感じているわけではない。「ねばっこい若葉」は彼にとってどこまでも自身の青春のシンボルで、自身の若い力と重なるから尊いのである。

『カラマーゾフの兄弟』における「神秘」と言えば、忘れてはならないのがゾシマやイワンの悪魔が言及する『ヨブ記』であろう。罪なき者に降りかかる試練をテーマとするこの物語は、生涯にわたってドストエフスキイに衝撃を与えてきた。『ヨブ記』を再読した感動を1875年、つまり『カラマーゾフ』発表の3年前、エムスから妻に宛てた手紙の中で、彼は次のように伝えている。「『ヨブ記』を読んでいるが、この書は私に病的な感激

を呼び起こすのだ。本を置いて、ほとんど泣かかんばかりに、一時間ほど部屋の中を歩き回る始末だ<sup>5)</sup>。このドストエフスキイの心をうち震わせた物語の梗概を、ごく簡単に記しておこう。

ウツの地に、ヨブという誠実で敬虔な男がいた。彼には多くの富があり、多くのラクダや、多くの羊と騾馬を持ち、子どもたちも楽しく過ごしていた。ある時、神は悪魔に、自分の聖なる僕<sup>しもべ</sup>であるヨブを自慢する。すると悪魔は、自分に預けていただければヨブが不平を言い、神を呪うところをお見せできると広言する。そこで神はヨブをサタンに預け、その信仰心を試すことを許可することにした。結果、子どもたちが奪われ、財産もなくし、自身も業病に罹るなど、ヨブには災いが間断なく襲いかかることになる。災いのためにヨブの信仰心が弱まることはないが、ただ自身の潔白を確信する彼は、我が身に非があれば教えてほしいと神に訴える。そんな反抗的なヨブのもとに友人たちが次々とやってきて、災いは神による応報なのだから、行いを改めよときつく忠告した。しかし、いっかなヨブは聞き入れない。ついには神が顕現し、世界創造の時にお前はどこにいたか、お前は神なのかと問い詰める事態になり、そこでヨブはようやく、自身の傲慢さと不信を悔いることになる。こうして改めて神の全能を讃えたヨブは再び富み、新たに子どもたちにも恵まれ、幸せに人生を全うした……。

レーヴィナの指摘するように、『カラマーゾフの兄弟』にあっては『ヨブ記』のモチーフは分散していて、一人の主人公に集中してはいない<sup>6)</sup>。ただ、分散しているといっても、ばらばらにあるわけではない。登場人物たちは、『ヨブ記』をそれぞれに切り取り、解釈しているわけで、読者はそれらを対比することで、「神秘」をめぐる論争あるいは対話を読みとるという仕組みになっている。

ドミートリイは「この地上で人間はおそろしいほどいろいろなことに耐えていかなければいけない。人間には恐ろしいほどの災厄が降りかかるんだよ！」とアリョーシャに語るが、この言葉は、冤罪事件に巻き込まれる自身の未来を予言するようでもあり、『ヨブ記』読後の感想のようでもある。ゾシマが皆の前でドミートリイの足もとに跪拜したのもおそらく、ドミートリイがこれから味わうことになるヨブ的試練の「神秘」に向けられたも

#### 4- 『カラマーゾフの兄弟』論 (5) - 「神秘」の問題をめぐって

のであった。

信仰者の立場からすれば当然のことかもしれないが、ゾシマ長老は、どんな苦難に遭おうともゆるがぬヨブの篤い信仰心をほめたたえた。とはいえ、ゾシマは、『ヨブ記』をめぐって、さまざまな「嘲りや誹謗の言葉」が飛び交っていることも知っている。なぜ神は自分の愛する「偉大な」僕を悪魔の慰みに供したのか、なぜ無辜のヨブが苦しみつづけるのを放っておいたのか。あるいはそのような放置は、自分の聖者は自分の為ならこれほどのことにも耐えられるのだと、悪魔に自慢したかったためだけではないのか、等々。問題はヨブ一人の受難だけにあるのではない。ゾシマを何より悩ませたのは、神によるヨブへの試みに巻き込まれ死んでしまった、ヨブの子どもの存在であった。いったいヨブに、自身の死んだ子どものことを忘れ去ることなどできたのかと、ゾシマは自問する。

出来事とは無関係の罪なき者に焦点が当てられるところに、おそらくドストエフスキイによる『ヨブ記』理解の大きな特徴がある。実際、イワンの分身である悪魔が問題にするのも、＜試み＞に巻き込まれた罪なき者の存在であった。悪魔は試みを代行した当事者として言う。「たった一人の義人ヨブを得るために、どれだけ多くの魂を滅ぼし、どれだけ立派な名声を汚さなければならなかったか」。こんな理不尽なことを神はなぜ見逃せたのか。悪魔はこぼす。「ぼくもあの時は、このヨブのせいで、ずいぶん吊り上げられたんです。いや秘密が明かされるまでは、ぼくにとって二つの真実が存在しているわけです。ひとつはあちらの、彼らの真実、さしあたりぼくにはまるきりわからない真実であり、もう一つはぼくの真実です。どっちが本物なのか、まだわからないですけどね」。ゾシマから見れば、そこにあるのは「秘密」ではなく、「神秘」である。悪魔が言う「二つの真実」は、ゾシマの言葉で言い換えれば、「地上の真実」と「永遠の真実」となるが、両者の重みはまったく違う。ゾシマによれば、地上の束の間の真実の前で永遠の真実のいとなみが行われる。つまりヨブは、神を讃えることによって、「子々孫々、末代まで、主のあらゆる創造物に仕える」ことになる。「行い義しい人は世を去ろうとも、光はあとに残る」。フォードルの下男グリゴーリイは好んで『ヨブ記』を読んでいるが、これは、6本指で生まれ

たわが子、早死にさせてしまった赤ん坊への自身の罪の意識と関係している。おそらくゾシマからすれば、グリゴリーにのしかかる罪は、ヨブの信仰と苦悩によって贖われることになるのだろう。

## 2.

ゾシマとイワン（あるいはイワンの悪魔）の〈論争〉をもう少し、掘り下げてみよう。『カラマーゾフの兄弟』の創作ノートには、「主はヨブを試した。子どもたちは奪われた」というメモ書きが残されている<sup>7)</sup>。この死んだ子どもたちに関しては、二つの視点—悔悟する前とあとの視点—からの問いかけが可能であろう。

悔悟したヨブの視点に立つのはゾシマである。悔悟したあと、ヨブは新しい子どもたちに恵まれたが、彼らとともに、以前と同じ満ち足りた幸福など、ほんとうに味わうことができるのかと、ゾシマは問う。ドストエフスキ自身も、溺愛した幼い娘に死なれた悲しみと、新しい子どもが誕生したことの喜びをたてつづけに体験し、この二つの感情にどう折り合いをつければいいのかと悩んだことがある。だから、ゾシマの問いかけと答えには彼自身の体験がしみわたっているにちがいない。ドストエフスキはゾシマには、新たな喜びは可能だと答えさせた。「人間の生の偉大なる神秘によって古い悲しみはほしだいに静かな感動の喜びに変わる」。つまり、「神秘」がそこにはあるというのだ。

ゾシマは、ヨブと子どもたちを一体化して見ている。死んだ子どもたちの悲しみはヨブの悲しみであり、ヨブの喜びは死んだ子どもたちの喜びである。これはいわば、体験される「神秘」である。おそらく、ドストエフスキは、最終的にはこの「神秘」を受け入れるようになったのだろうが、『カラマーゾフの兄弟』には、その過程における心の葛藤も詳細に記されている。ここでゾシマ（ドストエフスキ）の論敵となるのは、イワンであり、イワンの悪魔である。イワンの悪魔からすれば、ゾシマの「神秘」は、本当のことを隠してしまう、いかがわしい「秘密」でしかない。

さきほどの創作ノートには、「主はヨブを試した。子どもたちは奪われた」に続いて、「あの世では、誰も赦すことができなくてもすべては赦されるの

## 6- 『カラマーゾフの兄弟』論 (5) - 「神秘」の問題をめぐって

です」と記されている<sup>9)</sup>。神の世界の特質を肯定的に言い表したこのせりふは、アリョーシャに割り当てられたものであろう。とすると、創作ノートで、ヨブの子どもたちが奪われたことを問題にしようとしたのは、どうやらイワン自身だということになる。完成稿のイワンの悪魔はヨブの子どもには直接、言及していないが、悪魔の言う「義人ヨブ」を得るために滅ぼされた魂の中に、ヨブの子どもたちの魂が含まれることは、明らかである。信仰の篤さを問う試練であろうが、あるいは神がヨブを自慢したかったためであろうが、子どもたちにとっては関係ない。わけもわからず、命を奪われた子どもの無念さを考えれば、その死は、新しい子の誕生で埋め合わせできるものではない。これこそ、悪魔の言う、永遠の真実（「神秘」）に相対する地上の真実（「秘密」）である。

イワンにとってのヨブの問題は完成稿では周知の通り、より一般的に、償うことのできない子どもの受難という形をとって現われる。ライプニッツの予定調和説をヴォルテールは『カンディード』（1759年）において批判したが、イワンも、年端のいかない、無辜の子どもへの報われぬ苦しみを盾に、たとえ未来において神が調和的な世界を実現したとしても、そんな世界への入場券は返上すると語気を強める。あるいは創作ノートの別の言葉を用いて言えば、子どもの受難を利用して（＝支払って）後の模範となるような義人を手に入れる（＝買う）ような神はなにかしら、「商人のようなもの」であると感じていたのかもしれない<sup>9)</sup>。

イワンが批判するのは、世界が不公正にできあがっているということだが、この点で彼は悔悟する前のヨブと似ている<sup>10)</sup>。「正しい秤」で量ってほしいと、ヨブは罪なき苦悩の「秘密」に抗して立ち上がる。「なぜ悪人が生きながらえ／年にとってその富も増し加わるのか。／その子孫はともにいて安穩であり／その畜もその眼前にやすらかである<sup>11)</sup>」。わたしに間違いがあれば、その間違いをわたしに悟らせよと、ヨブは神を弁護する友人たちに迫る。「神は彼の子らのため災いを用意されているというのか。／彼自身に報いを下し思い知らせてくださればよいに<sup>12)</sup>」。これはイワンの、なぜ罪なき子どもが苦しまなければならないのか、という問いかけに似ていなくもない。たとえばイワンは、両親から虐待を受ける5歳の女の子の事例を取

り上げる。両親は、夜中にうんちを知らせなかったという理由で、彼女を真冬に一晩中、便所に閉じ込めたり、罰として顔中うんちをなすりつけたりする。自分がなぜこんな目に遭わされているか、その意味さえ理解できない小さな子が、冬の寒い日、真っ暗な便所のなかで、悲しみに張り裂けそうな胸を「ちっぽけな拳」でたたき、血をしぼるような涙を恨みなしにおとなしく流しながら、神さまに守ってくださいと泣いて頼んでいる。いったいこの子の苦しみはどう償われるのかと、イワンは問いかける。

イワンの語るこの女の子の悲惨さは、聞き手であるアリョーシャや読者である我々の胸をえぐるだろう。ただ、問題はそのような悲惨な子どもたちへのイワンの対応、態度である。ドミートリイは、夢に現れた泣き叫ぶ「<sup>がきんこ</sup>餓鬼」の「ちっぽけな拳」に心を突き動かされ、「餓鬼」を救いたいと考えたが、イワンは違う。彼は、未来に予定された調和があったとしても、幼な子のいわれなき苦悩が償えない以上、そんな苦悩の上に築かれる幸福など受け入れられないと、ひたすら神の作った世界を否定しつづけるだけである<sup>13)</sup>。ヨブは自身の子どもたちに降りかかる災厄を嘆き、子どもたちを救うためにその災厄を彼自身が引き受けることを強く望んだが、イワンは違う。彼はただ世界を裁き、正義が存在しないなら、すべては許されているのだというイデーを論理的に導き出してくるだけだ。すべてが許されるとなれば、子どもを救うどころか、虐待することも、殺害することでさえ論理上、許されるわけで（実際、このイデーに則ってスメルジャコフはフォードルを殺害した）、子どもの受難を例に世界の不公正を論証したこと自体、机上の空論になる。ヨブはこんな、論理を弄ぶ知的ゲームとは無縁だ。罪なき子どもの受難を盾に神の不公正を弾劾しても、イワンとヨブとは似て非なるものである。

イワンは、最終的にすべてが許されているのなら、カラマーゾフ流に好き勝手にやるだけだと聞き直る。そんなふうに関き直ることができるのは、彼が自身を、虐待された子どもたちと同一視しているからだ。「俺が苦しんできたのは決して、自分自身や、自分の悪行や苦しみを、誰かの未来の調和にとっての材料や肥料にするためじゃない」。この言葉は、「俺」を「子どもたち」に変えて、こんなふうに関き直される。「一体何のために、子ど

もたちまで材料にされて、誰かの未来の調和のためにわが身を肥料にしたのだろう?。「材料」、「肥料」、一なんという棘のある比喩だろう。この言葉には、自身の苦しみが報われぬことへのイワン自身の苛立ち、怨恨も込められている。彼はすべてを自分に関係づけずにはいられない。「わが胸のいたつき これなべての人また生けるものの苦に透入するの門なり」とは宮沢賢治の心に染み入る言葉だが、イワンにあっては本末が転倒しており、「なべての人」の苦が、自身の「いたつき」の苦に透入するための門となる。

イワンの取り上げる子どもたちの受難が、人から聞いた話、新聞やパンフレット、古文書などから集められていることにも留意したい。イワンは、顔をもった生身の人間を愛せないのだ。もちろん、相手があどけない子どもなら、愛せないわけでもないのだろうが、直接、見知っている子どもの受難を俎上に載せれば、救ってやりたいという願望、あるいは救えなかったという罪悪感で、議論どころの話ではなくなる可能性がある。直接目にしたことのない<遠い>子どもなら、その子たちの苦しみに同情しながらも、議論のための材料として、冷静に対処できる。こうして<遠い>子どもの受難例を積み上げて、イワンは帰納的に、神の作った世界は不正義であることを論証しようとした。子どもたちの償われぬ涙に関してイワンが述べていることには、おそらく論理では反論できまい。アリョーシャだって、「幼い受難者のいわれなき血の上に築かれた自分たちの幸福」を認めるのかと問い詰められれば、否と答えざるをえない。しかし、だからといって、世界が不正義であることをイワンが証明したことにならない。気にかかるのは、イワンが子どもの(=自分の)苦しみだけを抽出し、そこに注意を集中しすぎていることだ。たとえば彼は、子どもを亡くした母親はいくら悲しんでも、子どもの代わりに迫害者を許す「権利」はないと言い切る。たしかに論理的にはそうかもしれないが、わが子の死を悲しむ者へのイワンの視線はゾシマと比べて、あまりにも一般的で冷たい。ゾシマ長老は、実際に最愛の子どもを亡くした母親が、今その子が傍らにいない悲しみを訴えたのに対して、まず子の名前を尋ね、その子は天国で生きているとやさしく語りかけた。一方、イワンの言及する子どもたちは、身に降り

かかる過酷さがいかに強調されても、具体的な名前は持たされていない。彼らは無辜の子どもという記号か、あるいは世界の歪みを示すために必要な統計のパーセンテージのようなもので、名前につまわるようなく生きて >世界などは必要ないのである。「もし赤ん坊が殺されたら？ 行って、誰かの代わりに苦悩を引き受けなさい」、—これは創作ノートの中のゾシマ長老の言葉だ<sup>14)</sup>。おそらくゾシマであれば、悲しむ母親が、亡くした子どもの「代わりに」ものを言ったとしても、イワンのようにその「権利」はないなどとは言わないだろう。

イワンの周りには、他人との交流を阻む分厚い壁がある。「どの程度に自分が苦しんでいるのか、他人にはけっしてわからない。というのも他人は他人で、わたしではないからだ」と、イワンは他人を遠ざける（この他人との障壁はおそらく、幼い頃から味わってきた寄食生活の「苦い思い」によって作り出されたものなのだろう）。イワンの認識する世界はひとで言えば、分断され、互いに代わることができなくなって孤立した個たちの集合体なのである。受難者の「代わり」を引き受けようとする者を容認すれば、自身の認識の正当性を減じるおそれがある。だから、彼の蒐集した子どもの受難のエピソードにおいては、「代わり」になる可能性のある両親による虐待の場面がこれみよがしに強調される。さらに言えば、イワンにはムイシュキン（『白痴』）やアリョーシャに見られるような、子ども一人ひとりへの素朴な愛着が感じられない。それどころか、アリョーシャが推測するように、イワンにはどうやら、苦しむ子どもを眺めながら甘いものを食べたいという「小悪魔」リーザに共通する残酷な側面もある<sup>15)</sup>。泣き叫ぶ子どもも、自分とはまったく係わらない赤の他人と見れば、その姿は時に、一種の見せ物と化してしまう。イワンが子どもの受難のコレクションを執拗に集めている背景には、そんな異常な性向もあるのかもしれない。一方、自分を苦しむ無辜の子どもたちに擬する時には、その苦しみははかりしれないほど巨大化し、まったく償いようのないものとなる。

「材料」と言い、「肥料」と言うが、あるいは彼こそが、子どもたちをただ神の世界の不合理をあげつらうための論の「材料」や「肥料」にしているのではないか。「人間同士の罪の連帯責任なら俺にもわかる。報復の連帯

性もわかる。しかし、子どもに罪の連帯責任なんてあるものか」。子どもを擁護しているかに見えるこの言葉は、俺には一切の罪はないと宣言しているようにも聞こえる。一方、ゾシマは仲間である修道士たちに向かってこんなふう呼びかけている。「もしもお前が罪を犯したとしても、その代わり、他人が心義しく、罪を犯さずにしてくれたことを喜ぶがよい。「他人の悪行の責を負うのは自分であるとし、ただちに赴き、すすんでわが身に苦悩を求めることだ。苦悩を引き受け、耐え忍べば、お前の心はいやされ、自分にも罪のあることが分かるだろう」。ゾシマがここで語っているのは、< 罪の共同性・全体性 >、すなわち「ソボルノスチ（普公性）」である。イワンが言っていることは、「ドストエフスキ自身のソボルノスチのテーマの適正な一変形」だとギブソンは見做している<sup>16)</sup>が、これは似て非なるもので、どう見ても「適正な」変形ではないだろう。イワンは故意に「罪の連帯責任」などという、法律用語を思わせる生硬な表現で言い換えて、「ソボルノスチ」を貶めているのだ。ゾシマが「全体」あるいは「未来」と言う時、人間はみな互いが密接に繋がっている、いわば兄弟のような関係を指し示している。そこにすべてをせせらわらう罪人が含まれていようとも、一向にかまわない。兄弟は彼だけではない。「彼でなければ、他の者が彼の代わりに知り、苦しみ、裁き、自らを責めて、真実は充たされるだろう」と彼は語る。「罪人」がゾシマを躓かせることはない。

代わる者が誰もいない時はどうなるのか。この窮極の問いかけには、アリョーシャが答える。キリストがいる、と。「その人ならいっさいのことに對して、あらゆるもの、あらゆる人を赦すことができます。というのも、その人はあらゆる人、あらゆるものに代わって、自分で自分の無辜の血を捧げたからです。兄さんはこの人のことを忘れていたけど、この人を土台としてその〔人類の未来という〕建物は築かれるのです。この人に向かってこそ、『主よ、汝は正し、汝の道の開けたればなり！』と叫びもすることでしょう」（強調はドストエフスキ）。何かしらこの言葉に促されたかのように、イワンは自作の叙事詩『大審問官』をおもむろに話しはじめる。

### 3.

この『大審問官』への移行は、一見、唐突に見える。「文脈から見て、読者は誰でもこの「伝説」は万人に対する赦しの難しさを説明するものと思うことだろう」とギブソンが言うのも肯ける<sup>17)</sup>。しかし、よく読んでみると、やはり、この物語は「万人に対する赦しの難しさを語っているのだ。ただ、ここで文脈はどこまでも、アリューシャの心を攻略しようとするイワンの心理の文脈でなければならない。イワンはキリストを忘れていたわけでない。

『大審問官』の最大の論点は、キリストが人々に代わる者になりえないことにあった。イワンはここで、なぜキリストは世界構築の土台になりえないか、その根拠について語るとともに、キリストに代わる救済者として新たに大審問官を創造し、アリューシャの言葉に対し、全精力をつぎ込んで反論しようとするのである。

イワンがキリストを排除するのはなににより、汝の隣人を愛せよというキリストの言葉を素直に受け入れることができないためである。「人間には多くの愛があって、キリストの愛に等しいようなものもあります。そのことはよく自身、よく知っています」。アリューシャがこんなふうに自信をもって言えるのは、実際に、聖者と崇めるゾシマ長老と身近に接しているからだ。一方、イワンは、「人間に対するキリストの愛は、この地上ではありえない奇跡」であると返す。彼は、病気のために膿みだれて悪臭を放つ口に息を吹き入れたという聖人「慈悲深いヨアン」の無私の愛を信じない。そんなものは「義務観念」や「自己に課した宗教的懲罰」によるものだというのだ。彼によれば、ゾシマの愛も、ヨアンの愛同様、偽善の拵えものになるのだろう。1864年の日記には、ドストエフスキ自身、「キリストの訓えのごとく、自身の隣人を愛することは不可能である」と書きつけていた<sup>18)</sup>。大審問官伝説を語ることはイワンにとって、アリューシャの心を戦場にしてゾシマと戦うことを意味するが、ドストエフスキにとっては懷疑家であった過去の自身との対決でもあったのかもしれない。

イワンは人類は愛せても、隣人を愛せない。愛しているはずのカテリーナでさえ、愛しきれない。ドストエフスキは先ほどの日記を次のように続けている。「地上の個の法則が縛る。『私』が邪魔をする<sup>19)</sup>」と。カテリ

一ナへの愛、あるいはカテリーナへの愛は、自己愛が作りだした「私」の頑丈な壁を壊してしまうほどの力はない。総じて彼が愛せる他者は、人間とか人類といった抽象的なもの、あるいは遠くにいる隣人だけだ。とはいえ、自分を、自身の欲得しか考えないエゴイストだと認めたくはない。そこでイワンが考えたのは、大審問官という、隣人を愛することはできなくとも人類を愛している、高潔な自身の〈分身〉を創出することだった（それに対する無意識からの反動だろう、のちに下劣なく分身〉である悪魔が登場することになる）。大審問官もキリストと同じく、あらゆる者に代わって、苦しみを引き受ける。大審問官もまた、「いっさいのことに対して、あらゆるもの、あらゆる人を赦すことができる」のである。キリストと違い、大審問官は「善悪の認識」の自由を人々から根こそぎ奪うことになるが、その代わり、自身の認識の自由は完全に担保でき、善悪を認識する〈私〉は堅固に守られる。「我思う、ゆえに我あり」というデカルトの言葉を、イワンの悪魔がことさらに口にするのは理由があるのだ。「我思う」は、イワン流に言い換えれば、すべてにおいて〈私〉が自由に認識することを意味する。そして、この自由とは恣意と同義である。（認識上）すべては許されている、「ゆえに我あり」だ。

キリストを奉じると、〈私〉の恣意、自由が脅かされる。神の世界は不公正であると指弾する一方で、このかけがえのない絶対の自由を手放すことは大審問官にはできない。ただ、イワンは聞き手であるアリョーシャの印象を損ねるようなことを大審問官に言わせるわけにはいかない。だから彼は、人類の幸福を願う熱い心を強調し、自身の引き受ける認識の自由などというものは、「卑しい」人間の「重荷」であり、「呪い」であると偽装する。その偽装はじつに巧妙で、ワシオレクのように、「彼〔大審問官〕が人間を弱く卑しい者と見る一方で人間の幸福の実現に努めていると語るとき、そこに自己矛盾はない」などと、大審問官の術中にはまる評者が現れるのもふしぎではない<sup>20</sup>。

大審問官は人々の苦悩や罪をすべて引き受けるというが、自身の苦悩や罪に関しては誰にも口を挟ませない。誰かに自分を赦してもらうことなど、彼の自由人としての「誇り」が許さないのだ。ラスコーリニコフは人類の

幸福を目指すと言いながら、心の底で、「ふるえおののくいっさいの生きものと、蟻塚の全体を支配すること」を夢見ていた。自身に従わない者を毎日、異端として処刑するこの大審問官の本音も、どうやらそのあたりにあったのだろう。「蟻塚」（「議論の余地ない共同一致の蟻塚」）という言葉が大審問官が使っているのも偶然ではない。おそらくは、この「蟻塚」の支配は報酬の意味をもつ。大審問官はイワン同様、苦しみにはそれ相応の見返りがあるべきだという「公平さ」の観点から、自分には報酬を受ける権利があると見做しているのだ。

この大審問官という<聖者>はキリストと違い、人間を尊敬することがない。彼にとって人間は「無力で、罪深く取るに足らない」愛すべき存在であると同時に、「かよわい、永遠に汚れた、永遠に卑しい」軽蔑すべき存在、「奴隷（невольник=自由なき者）」である。彼は、人間はみな罪深いと決めつけながら、自分だけは特別で、潔白であると見なしている。ゾシマの兄マルケルの言葉を用いて言えば、この特別な人間には、「自分の代わりに悟り、苦しみ、裁き、自らを責め」、赦してくれるような「他者」がない。

大事なことは信じて「代わる」ということだ。「代わり」は、機械の部品交換ではない。アカーキイ・アカーキエヴィチ（『外套』）が死ぬと、その翌日にはもう彼よりずっと背が高い、彼のようなまっすぐな筆跡ではなく、曲がりくねった筆跡の役人が彼の席にすわっていた。このように交換・廃棄されたアカーキイ・アカーキエヴィチは、まるで彼など最初からいなかったかのように、みんなの記憶からも完全に消し去られてしまった。近代的な個のわびしさを際立たせるこんな<役所ふう>の交代はもちろん、ゾシマやマルケルの説くところの対極にある。

真に代わることができるためには、代わる者、代わられる者の一体感がなければならない。その一体感をもっとも強まるのは、両者が愛と信頼によって結ばれている時であろう。ゾシマの兄マルケルは死ぬ間際、弟にこう命じた。「さあ、遊びに行っておいで、ぼくの代わりに生きておくれ！」と。「代わりに生きる」とは、どういうことなのか。そこには何か、神秘的なものが含意されているのだろうが、マルケルがゾシマの記憶の中でずっ

と生きつづけてゆくことはたしかだ。この記憶を軸にすれば、ゾシマの『ヨブ記』解釈もまた、この「代わる」という視点からなされていることがわかる。「子どもを奪われた」けれども、再生したヨブには新しい子どもたちが生まれる、ヨブの最初の子どもたちはヨブに忘れられたわけではない。創作ノートのヨブに触れた個所では、「全体的調和」の中で、「互いに蘇らせあい、見出しあうという信仰」に触れられている<sup>29)</sup>。つまりはヨブが注ぐ同じ愛情の中で、かつての子どもたちは新しい子どもたちに「転置」し、かつての子どもたちに代わって生きるのだ。「全体的調和」など信じないイワンから見れば、かつての子どもたちは、神によるヨブへの試みに「材料」として使われ、永遠に消えてしまったことになるだろうが、ゾシマから見れば、そこには「神秘」が働いていて、結果的には双方がともに生きるということになる。

すべての人がみな、マルケルとゾシマのような、生を託すことができる兄弟愛を抱くことができれば、理想の世界が実現するのかもしれない。兄弟愛が希薄になれば、人々は、ゾシマの友人ミハイルが嘆くような「孤立」に陥る。ミハイルによれば、「現代」は、自分ひとりを頼り、他の人々との関係を否定するような孤立した世界であり、何もかもが個々の単位に分かれ、すべての人々が自身の穴倉に閉じこもっている。大審問官は、穴倉に閉じこもった人々に幸福を授けると言う。しかしその授けられる幸福は厳密に言えば、幸福そのものではなく、＜幸福の意識＞である。幸福であるという意識さえあれば、それが実際には精神の自由のない奴隷の＜幸福＞であつてもさしつかえない。大審問官には、自分が「全体のために働き、未来のために事をな<sup>レ</sup>」しているという意識が、地上の「褒美」となる。

実体や本質なんて大審問官にとってはどうでもいいのだ。人間のことを愛してやまぬキリストの「狂気」を批判して、彼はこう言つてのける。「人間の良心を最終的に安らかにしてやるための堅固な基盤の代わりに、おまへは異常なもの、あてにならぬもの、あいまいなものばかり、人間の手に負えないものばかりを選びだした。だから、いわば、まったく人間を愛することなく、ふるまつたと同じことになってしまった」と。結果がすべてで、愛していなくとも、結果が愛したような行為になればそれでいい。嘘

でもいい。これが、大審問官の理性の指し示すところだ。大審問官自身は、偉大な精霊（悪魔）の勧めた「理性」の道か、「理性喪失」の道を歩むかとの二者択一で、自分は過たずに前者の道を選んだと豪語する。

問題になるのは、キリストと大審問官における「幸福」と「愛」という言葉の意味のずれである。キリストは人間の中に高貴な精神を見、大審問官は低俗な精神を見て、それぞれの見方に見合う行動をとる。結果、大審問官にあっては幸福も愛も、低俗なものでよしとされ、その質は極端に落とされることになる。大審問官が人々にあてがう幸福や愛は、イワンの悪魔の揶揄的表現を使えば、「体重7プードの商家のおかみさん」の幸福と愛とでも言えるだろうか。

大審問官はもちろん、イワンに重なる。叙事詩は、子どもの受難の話の延長上にあるが、いったいこのイワン-大審問官は、受難の子どもたちの問題を解決できたのだろうか。イワン-大審問官のしたことは、認識への執着のために、あるいは＜私＞の考えを証明するために、苦しむ子どもたちを利用しただけではなかったか。芥川龍之介は『或阿呆の一生』の中で記している。「架空線は<sup>あひからず</sup>不相変鋭い火花を放つてみた。彼は人生を見渡しても、何も特に欲しいものはなかった。が、この紫色の火花だけは、一すさまじい空中の火花だけは命と取り換へてもつかまへたかつた<sup>22)</sup>」。この火花は「秘密」を認識する際の「火花」である。芥川やイワンにとっては、なにより世界の認識が優先する。彼らは生がどのような法則によって支配されているのかを認識しようとした。しかし、生を認識することと生きるということは別の問題である<sup>23)</sup>。幸福や愛も同じで、どんなに意識にすがってみても、幸福や愛を思い通りにはできない。

ラキーチンやホフラコワにとっては、愛するためにはそれなりの理由が必要であった。一方、グルーシェンカやゾシマによれば、理由などなくても人は愛する。人間には「かけがえのない贈り物」として「我あり、ゆえに我愛す」と言いうる能力が授けられているとゾシマは言う。「葉の一枚一枚、神の光の<sup>ひとすじ</sup>一条一条を愛しなさい。動物を愛し、植物を愛し、あらゆるものを愛しなさい。あらゆるものを愛すれば、それらにひそむ神の神秘も把握できるだろう。いったん把握できれば、あとはもうたゆまなく、日一

日とますます広く深くその神秘を認識できるようになる。そしてついには、もはや完全に、全世界的な愛情ですべての世界を愛することになるだろう。ものには順序がある。まずは個別なもの、身近な日常的なものすべてを愛する。すると「神秘」も理解できるようになり、その理解が全世界への愛へと導いてくれるとゾシマは言う。これは、個を遠ざけ、人類を愛することからはじめるイワン-大審問官の〈愛し方〉とはまったく別のものだ。

もちろん、イワンも「葉の一枚一枚」を愛さないことはない。「春のねばっこい若葉や、青い空を、俺は愛している」というイワンの言葉はおそらく嘘ではないだろう。自己を離れて、ひたすら自然の素晴らしさに没入するということなら、それはゾシマの言う「神の神秘」を体験するということを意味するはずだ。しかし、彼のねばっこい若葉への愛は、自身の生きたいという思いに突き動かされたもので、「神秘」には到底届かない。認識を超える自己忘却の体験は、〈意識〉の牢獄に閉じ込められたイワンにはありそうもない。

#### 4.

イワンにとって意識ほど大切なものはない。誰しも話す時には多少は言葉を選ぶものだが、イワンほど意識的に話す者はなかなかいないだろう。彼は、自身の言葉を相手がどう受けとるかを推し量って、常に先回りする。あの時はこう言ったが、それはお前の反応を見るために「わざと」言ったのだ、というたぐいの言い方を何度もしている。あの時はわざと言ったのだと告白する今も、告白をする意味がちゃんとあって、その告白もほんとうのことを言っているとは限らない。イワンの言葉には常に目論見がある。とすれば、『大審問官』をアリョーシャ相手に語ることで、いったい、イワンは何をもくろんでいるのか。

イワンの当初の関心事はなにより、自身の心のざわめきを鎮めることにあった。アリョーシャの反応によって、彼はゾシマ長老に対抗する自身の考えを検証し、結果、大審問官とともに自身をも肯定してもらいたかったのかもしれない。難関は、アリョーシャの心の導き手である長老の考え、キリストの教えを、アリョーシャにも納得がゆくように、いかに否定する

かである。この難関を克服するために彼は長老に代わる者、キリストに代わる者を、自身の叙事詩の主人公に抜擢する。そしてそのテーマは、イワンが自身の論理で作りに出した〈信仰〉と、隣人愛抜ききの〈愛〉ということになる。『大審問官』は、そのイミテーションの信仰と愛を土台にして、人々の幸福を築きあげる物語である。

誰にも好まれる手垢にまみれた言葉はみなそうだが、誰がその言葉を使うかによって言葉の意味するところはまるで違って来る。たとえばイワンは、自分では子どもが大好きだと言うが、それは淫蕩にふける人間はみな子どもが好きだというような、自己を客観視した認識ぶくみのもので、アリューシャのように、実際に、純粹に子ども好きというわけではない。アリューシャは子どもたちがいると黙ってそのそばを通れないほど子どもが好きで、そのためにおせっかいにも、イリューシャたちのもめ事にも首を突っ込む。「俺は～の番人ではない」というのが口癖の人間嫌いのイワンには、こんな無防備な体験はありえないだろう。

大審問官も、自分では人類を愛していると信じているが、この場合の人類も理念的なものに他ならない。愛という、それこそ神秘的なあいまいなものはまどろっこしい。なにより自身のかけがえのない〈私〉を粉碎するような不合理な愛は、受け容れることができないので、わかりやすく支配を愛と言いくるめる。『大審問官』の作者イワンは雑誌に投稿もする文筆家であり、言葉を自在に置き換える才をもつが、どうやらイワンは、大審問官にもその能力をもたせたようだ。大審問官が人々に差し出す幸福はどうみても、服従をこととする奴隷の幸福でしかない。そのごまかしを体よく覆い隠すのが、宗教的な響きをもつ「神秘」という言葉である。

大審問官は虜囚のキリストに語りかける。「おまえは実際、ただ選ばれた者のために、選ばれた者のところにやってきたのではなかろう。しかしもしそうであれば、そこにあるのは神秘であって、我々にはわかりっこない」。大審問官が主張するのは、キリストは、自由を絶対視したが、自由は「強い者」だけがもち得るもので、自分は、自由を背負いきれない圧倒的多数の弱い人間を相手にしているということだ。彼にとっては神の「神秘」など無縁のものだが、「神秘」という言葉には信仰するものたちに絶大な影響

力があり、これを利用しない手はない。「また、もしそれ〔自由でなければならぬということ〕が神秘であるなら、我々も神秘を説いて、『大事なことは、彼らの心の自由な決定でもなければ、愛でもなく、良心に反してでも盲目的に従わなければならぬ神秘なのだ』と教え込む権利がある。我々はまさにそんなふうにしたのさ」。「神は商人のようなものである」と大審問官が考えているとすれば、神と同じ権利をもつと信じる彼が、商人のように振る舞ってもおかしくはない。彼によって支配される人間たちはみな顧客だ。大審問官は「神秘」という目に見えぬ金で顧客から自由や苦悩を買い上げて、安らかな奴隷の幸福を売りつける。

大審問官は自身の「神秘」を語るが、フォーキンの言うように、「人間の言語で語られ得るならば」、それは「神秘のイミテーション」であろう<sup>24</sup>。彼が扱って立つのは「神秘」ではなく「秘密」である。なかでも最大の「秘密」は、「嘘の父」である悪魔の指示に従って、「神秘」を偽装しているということであろう。大審問官は、この「秘密」を固く守り通し、<キリストの名の下>、自分が信じてもない「天上での永遠の褒美」を予約販売する。申し込みを拒否する不埒な輩には、火炙りの刑が用意されている。大審問官が人々に期待するのは、恐怖による意思の麻痺とプラシーボ（偽薬）効果だ。由らしむべし、知らしむべからず、これが大審問官の考える弱い、卑しい人間に幸福もたらすことのできる唯一の方法であった。

大審問官の考えでは、「神秘」（＝秘密）は自由の否定のなかに潜んでおり、人々を奴隷化するこの「神秘」（＝秘密）がなくては、人間たちはパンにもありつけない。自由を謳歌する限り、科学ですら力にならない。なぜなら、人間たちは、決してお互い同士のあいだで「分かち合うことができない」からだ。一方、ゾシマによれば、人間が兄弟同士の関係にならない限りは、人々は何も「分かち合えない」（「〔兄弟愛がなければ〕人間はどんな科学やどんな利益によっても、財産や権利をうらみつらみなく分かち合うことができないのです」<sup>25</sup>）。ゾシマは兄弟同士の関係を重視してはいるが、「服従」そのものがいけないと言っているわけではない。自由を否定しているわけでもない。ゾシマ長老にあつては、「服従」は自由と相容れない反対概念ではないのだ。「服従」はなにより、長老制度に不可欠のものであ

る。長老制度は、「権威」への特異な服従を通しての自由を目指すのであり、「自己にこの〔長老を師とする〕運命を課した人間は、永い試練のあとで己に打ち克ち、自己を制して、ついには一生の服従を通して完全な自由、つまり自分自身からの自由を獲得」する。大審問官は自由を、人々に背負いきれない重荷として排除し、服従だけを強いたが、ゾシマたちは「服従」を通してこそ自由が生まれる、と考えている。大審問官が自由をパンで買ひ、同時に暴力をちらつかせながら、服従するように仕向けているのちがって、長老に自身の意志を任せるかどうかは、どこまでも信者たちの決断による。信者たちは文字通り、自発的に長老に服従するのである。作られた自発性と文字通りの自発性、一この差は決定的である。

## 5.

大審問官にとって、自分は裁く者か、裁かれる者かということは重大な関心事である。『黙示録』には「獣にまたがり、両手に自身の『神秘』をもつ淫蕩な女は侮辱され」、「帝王のマント」は引き裂かれると記されている。つまり、「神秘」を掲げる大審問官たちも、裁かれると予言されているらしい。しかし、自分たちには、その罪をかぶってやった「幸福な幼な子」がいるのだ、裁けるものなら裁いてみよと、大審問官は大見得を切る。その一方で、彼は自分たちこそ、キリストを裁く側にいるのだとする。

イワンは地上に降りてきたキリストをこんなふうを描き出す。「彼〔キリスト〕はほんのひと時でもいいから自分の子どもらを訪ねてみよう、まさに異端者を焼く火がぱちぱちはぜている場所を訪ねてみようという気になった」。キリストがやってきたのは、ただもう、「限りなき慈悲心」に衝き動かされたからで、それ以上の理由はない。グアルディーニの指摘するように、このキリストは「遣わされた存在でもなければ、救済者でもなく、イワンが規範として提示する「憐憫」を感じるだけの「観念論的産物」の側面をもっている<sup>26)</sup>。その描写もなにやら甘ったるい。「愛の太陽がその胸に燃え、光明と啓蒙と力の光がその目から流れ、人々の上に降り注いで、人々の心を返礼の愛でうちふるわせる」。キリストが捕らえられる時も「死の沈黙」などというロマン主義的な言い回しが用いられる。紋切り型の、

齒の浮くようなデフォルメの連続だ。このイワンに都合よく作られた、磔刑ぬきの憐憫だけの人形は、なにより人々の身代わりになれない。

とはいえ、叙事詩のキリストは「観念論的産物」の人形で終わりはしない。キリストは終始、沈黙しているが、この沈黙は、大審問官の雄弁に対して二重の意味を持つ。一方からすれば、キリストは相手にやりこめられて反論できないために、ただ「柔和な目」でじっと見つめ続け、憐みを感じているポーズをとっているように見える。ところがもう一方では、その「柔和な目」が、大審問官の無意識に食い入り、自分はほんとうに正しいのかという疑念を湧き起こす。この疑念はおそらく、大審問官の心の奥底にいつも巣食っているもので、それはまた『大審問官』の作者イワンのものでもある。ホフラコワ夫人がゾシマに言った「わたくしが苦しんでいるのは……確信できないことです」という言葉は、まさに大審問官やイワンの密やかな心中の声でもある<sup>27)</sup>。反駁できるものならやってみるがいいと思う反面、「苦い恐ろしいことでもいいから、相手に何かを言ってほしかった」と、大審問官は心中の不安をのぞかせる。と、その時、キリストは突然、黙って大審問官に近づくと、「老人」の唇にそっとキスをした。このキスには読者（あるいはこの場合はアリョーシャ）を念頭においた文学的効果が濃厚に漂っている。それは、大審問官を非情な、嫌悪すべき対象にせめよるとの配慮であり、キリストを讃美するアリョーシャに向けられたイワンからの絶妙な挨拶でもある。

キスされた老人は身震いし、唇の端がびくりと動く。それまでは火炙りにしてやると宣告していたが、キスのあとでは彼は、もう二度と来るなど、キリストを「町の暗い広場」へ放してやる。こうして、大審問官の〈良心〉を垣間見せることで叙事詩は終わるのだが、「で、老人は？」とのアリョーシャの問いかけに、イワンはこう答える。「キスは胸に熱く残っているのだが、老人はこれまでの理念に踏みとどまるんだ」。

アリョーシャは「これまでの理念に踏みとどまる」という大審問官とイワンを同一視し、「心と頭にそんな地獄を抱いて」これからどう生きていくのか、「すべては許されている」という哲学をふりまわすのかと問い詰める。この「すべては許される」という言葉に、イワンは何かしら奇妙に青ざめ、

「してみると、お前の心の中にも俺の居場所はなさそうだな」とつぶやく。キリストのキスという信仰者向けの舞台効果も、まるで功を奏さなかったのだ。「俺はすべては許されているという公理を否定しない。だからどうだと言うんだ、そのためにお前は俺を拒否するのか、そうなのか、そうなんだな？」とイワンが感情的に問いかけると、アリョーシャは立ち上がり、兄に歩み寄って、詩の中のキリストが大審問官にしたように、無言のままイワンの唇にキスをする。この、相手のすべてを包み込む赦しのキスは、アリョーシャ側からの返しの挨拶である。そこに込められた、愛していません、「公理」あるいは「論理」以前に愛していますよ、というメッセージによって、アリョーシャは叙事詩の中のキリストのキスの意味を変更する。と同時に、このキスは、論理を超えられない大審問官への批判にもなる。キスのイワンへの影響は絶大である。このあと、飲屋の表階段の脇で別れ際に、イワンはしっかりした声で言った。「なあ、アリョーシャ。もしじつさに俺がねばっこい若葉に惹きつけられることがあるとしたら、俺はただおまえのことだけを思い出しながら、若葉を愛することだろう。おまえがその時、どこかにいてくれて、俺もまだ生きていたくなっているのなら、それで十分だ」。すでに触れたように、イワンが最初アリョーシャに「ねばっこい若葉」について語った時は、それが自身の若い力と重なるから尊いとされたが、ここでは、自分以外の人間が自分の生の意味に関わってくる。「お前〔アリョーシャ〕がどこかにいる」というだけで十分だという。この論理以前の感じ方は、アリョーシャの考えるロシアの民衆のものによく似ている。—「たとえわたしたちのところは罪や虚偽、誘惑に充ちていようと、それでもなおこの地上のどこかに神聖にして至高の者がいる。その人のところには代わりに зато 真実があり、その人は代わりに зато 真実を知っている」。

アリョーシャはゾシマ長老こそがその「至高の者」であると固く信じていた。イワンにとってはもちろん、アリョーシャは「至高の者」というわけにはいかないが、彼は、アリョーシャを、すべてを赦してくれるある種、聖なるものと重ねあわせていることは間違いない。自分の「代わりに」生きる可能性のある者をイワンははじめて見つけることができたのだ。ただ、

彼には、自分が誰かの代わりになって、積極的に生きるという逆転の発想はまったくない。＜私＞の呪縛からは逃れられぬままなのだ。

## 6.

すべては大洋のように「流れながら触れ合っており、一箇所に触れると、世界の他の端に響く」。これはゾシマの兄マルケルの言葉だが、イワンとアリューシャも「流れながら触れ合っており」と言えなくもない。イワンとアリューシャの接触は、アリューシャのイワンへの影響で終わるわけではない。イワンの提起した応報、正義の問題は、アリューシャにも大きな影響を及ぼしていた。ドストエフスキイはその問題をアリューシャに引き継がせ、新たな形での解決を探るのである。

アリューシャはどうやら、イワンの話を聞く前から、神と正義について考えるところがあったらしい。すでにゾシマの死ぬ前から、神の世界の不条理に疑問を感じていたふしがある。たとえば彼はリーザに唐突に、こんなことを語っている。「でもぼくは、ひょっとすると、神を信じてないかもしれませんよ」。語り手はこの驚きの告白についてこう述べている。—「このあまりに唐突な言葉には、あまりにも神秘的で、あまりにも主観的な何か、おそらくは彼自身にもはっきりしないが、すでに疑いもなく彼を苦しめていた何かがあった」。彼を苦しめている「何か」とは情欲だろうか。リーザ相手に、父フォードルや兄たちに働く「地上的な狂暴な力、生のままの力」、すなわち「カラマーゾフ的な力」に触れ、「自分だってカラマーゾフだ」と言っているところからすれば、そうとも考えられる。アリューシャはそれ以前にも、自身の情欲について語るドミートリイに、自分も兄さんと同じカラマーゾフで、その意味では、自分も兄さんが立っているのと同じ階段の下方にいると告白している。加えて言えば、このアリューシャの苦悩は今始まったものではないらしい（「しかもこの思いはどうやら、もうずいぶん前からあったようだった」）。あるいはイワンの語る残酷な男のことを、「銃殺にすべきです」と断言した過激さから推せば、「至高の正義」の問題、神の不公正、秩序問題にも思い悩んだことがあったのだろう。精神的に固く結ばれた師のゾシマを、自分から取り上げてしまおうとするこ

とへの神への苛立ちもあったはずだ。ただゾシマが生きているうちは、その心のざわめきも抑えられていた。ところが彼を苦しめるこの「何か」は、イワンの子どもの受難話によって増幅され、さらにはゾシマの遺体が思いがけず、腐臭を放ったことによって一挙に顕在化した。

アリョーシャはゾシマ長老を神の真理の守護者であると、熱烈に信じていた。長老はたぐいまれな聖者である、だから、長老が亡くなったあと、その生への報いとして、奇跡が起こり、修道院に何か「並はずれた榮譽」をもたらすにちがいないと確信していた。ところがゾシマが実際に亡くなると、榮譽どころか、その遺体は腐臭を発して、修道院だけでなく、町をも巻き込むスキャンダルとなった。アリョーシャの心は高ぶる。「心義しき人の中でも最も正しい人」にいったいなぜ、あんな不名誉なことが現われなければならないのか。誰が裁いたのか。「なんのために神は『最も必要な時に』御手を隠し、盲目のものの言わぬ無慈悲な自然の法則にみずからを従わせる気になったのか」。アリョーシャが渴望していたのは、悪魔に翻弄されたヨブが強く求めたもの、すなわち、神の「正義」である。

この腐臭事件のさなかの憂鬱きわまりない時に「奇妙なもの」、兄イワンとの昨日の会話の「一種やりきれない印象」が湧き上がってくる。アリョーシャは、まるで昨日のイワンが乗り移ったかのように、イワンの言葉と笑いをなぞる。—「ぼくは神に謀叛を起こしたわけじゃない、ただ『神の世界を認めない』だけさ」とラキーチンに言うと、アリョーシャは「ふいに歪んだ笑いをうかべた」。

こうして情欲問題に伏在していた神への不信・反逆というテーマは、無辜の子どもの苦しみをめぐるイワンの問題、さらにはアリョーシャのゾシマの遺体の腐臭問題へと、受け継がれてゆく。冷牟田幸子は、「大審問官が、そして「反逆」の章でイワンが指摘した神とキリストの人間救済における無力を、ドストエフスキイはいかなる形でも反駁していない」と述べている<sup>28)</sup>が、これは違う。ポベドノスツェフに宛てた手紙（1879年8月24日宛）の中で、ドストエフスキイは、イワンの提起した問題に、ゾシマは「間接的に」回答している、対立するものが提示されはするが、それは「絵画的なもの」として示されるのだと述べている<sup>29)</sup>。「間接的」というのはなん

とも歯切れが悪いが、それは、神を信じる者が自身の真理を熱く述べても、  
 らちが明かないことをドストエフスキ自身、十分承知していたからである。  
 ゴシマが説く教えはいくら厳かなものであっても、ヨブの死んだ子ども  
 の再生など、証明のできない「神秘」に属するもので、「日常的な意味で  
 はナンセンス」と受けとられてしまうのだ。こうしてドストエフスキは、  
 ゴシマの言葉に加え、読者を納得させるためにアリョーシャの〈心象の変  
 化〉を使う。言い換えれば、アリョーシャ自身の体験によって反論するの  
 である。

ドストエフスキは、アリョーシャが神に謀叛を起こす第7編の直前に、  
 アリョーシャが書きとめたゴシマの「談話」記録を挟み込んでいるが、そ  
 の中に『ヨブ記』への言及があるのは意味のあることである。ヨブ問題は  
 イワンからアリョーシャへの問題の橋渡しとなるのだ。そして最終的にこ  
 のヨブ問題へのドストエフスキの一つの回答は、イワン、ゴシマ双方の  
 影響を受けたアリョーシャの心の葛藤（腐臭問題）とその変化の中に示さ  
 れている。

ここで問題になるのはヨブの友人たちである。友人たちは、ヨブがひど  
 い目に遭うのは、絶対的にヨブの側に問題があると考えた。神は断じて悪  
 を行うことなく、断じて不義を行うことはない、その受難には神の正しい  
 指示があると忖度し、彼らは、申し開きをし神に抗議するヨブを弾劾した。  
 このヨブを弾劾する友人たちは『カラマーゾフ』では、フェラポント神父  
 をはじめとするゴシマに敵対する者たちに重ね合わされる。フェラポント  
 たちは、ゴシマの遺体の腐臭には神の関与があると強く主張した。死者に  
 腐臭の生ずるのはあたりまえであるとしても、こんな露骨なほど早くでは  
 ない。そんなことが起こるのは、少なくとも死後、一昼夜経ってからで、  
 つまるところ、これは神とその賢い御手のなせるわざにちがいない、等々。  
 敵対者たちは、神の教示をそこに見たのである。

ヨブの場合、神自らがヨブのもとに現われ、友人たちの批判が間違っ  
 いたという判定が下った。ただヨブ自身は、神ならぬ身で神の考えを推し  
 量るとは何ごとかと言われただけで、自分の出した問いかけについてはな  
 にも回答を得ていない。にもかかわらず、ヨブは反抗することをやめた。

だからこそ、「ヨブの権威の力を借りて、何も証明できないところで『信じる』ことが読者に提案されている」といったレーヴィナのような読みも出てくるのだろう<sup>30)</sup>。ヨブだってわけも分からず信じたのだから、アリョーシャがわけも分からず立ち直って当然だ、というわけだ。ただ、こんなふうに権威を「信じる」ことを提案されても、ほとんどの読者は困りはてるだろう。これではあまりにもおおざっぱ過ぎる。

なぜヨブは証明されないのに納得してしまったのか。「神の答は定理を立てる時のような観念でも提案でもない。答は神の人格自身なのである」とトゥルニエは言う<sup>31)</sup>。おそらく「神の答」とはそういうものなのだろう。より正確に言えば、神そのものとの接触体験こそがヨブを変えたのである。「私はあなたのことを耳で聞いていましたが、／今はわたしの眼があなたを見たのです<sup>32)</sup>」。ヨブの友人たちは想像の中で、自分たちの身の丈に合うような神の像を作り出し、神に成り代わって、従順であれと説得するが、ヨブは耳を貸さない。ヨブは神を見た。見たからこそ信じたのである。ドストエフスキもヨブ同様に、まさに「見る」ということに執拗にこだわっている。とはいえ、19世紀に生きるドストエフスキは『旧約聖書』のヨブのように、実際の神と対面することが現実に可能だとは、さすがに思わないだろう。ドストエフスキが主張するのは、少なくとも夢の世界においては、至高の世界との接触そのものが可能であり、その「接触」は論理を超えた解決をもたらさうということなのだ。

腐臭問題で苦しむアリョーシャの場合は、キリストを見ることがすべての解決になる。もちろん、やぶからぼうにキリストを彼の夢に出せばいいというわけでもないし、どんな局面で登場するかも問題になる。『白痴』のロゴジン家の壁にかかっていたホルバインの絵のような、磔刑後の生々しい死者としてのキリスト像などが現われれば、信仰心を余計に無くしてしまう可能性もあろう。アリョーシャの救いになるキリストが、アリョーシャの夢にむりなく出現する過程が重要である。その過程を辿ってみよう。

イワンはアリョーシャとの話の中で、正義も秩序のない世界は無意味だと断じた。一方、ゾシマの遺体の腐臭問題で、イワンのように世界の無意味さを感じたアリョーシャは、自分も「カラマーゾフ式に」墮落してやろう

と、ラキーチンに誘われるまま、「淫婦」グルーシェンカのところに赴く（このカラマーゾフ式の墮落は、イワンの未来を暗示している）。ところが、アリョーシャがおそろしい淫婦だと信じ込んでいたグルーシェンカは、ゾシマ長老が死んだと知ると心を動かされ、師を失ったアリョーシャのことを憐れんでくれた。そのことを理解すると、アリョーシャの心には突然光が差し込み、暗い不条理な世界は一変して<意味>ある世界に思えてきた。アリョーシャはグルーシェンカにやさしい言葉をかけ、彼女を「誠実な姉」と呼んだが、このことと、その後ゾシマの柩の傍で、カナの祝宴の夢を見たことが、なにより大きなアリョーシャの心の転回点となる。

アリョーシャの夢に現れるのは、イワンの叙事詩で描かれるような沈黙するキリストではなく、貧しい人々の喜びに力を貸すキリストである。イワンの叙事詩の中の「人間」は、「以前と同じように彼〔キリスト〕のために苦しみ、死ぬことを渴望している」だけだったが、こちらの「人間」はキリストとともに喜びを分かち合う。夢の中には、祝宴に招待されたゾシマもいた。人生は偉大な喜びであって、涙ながらの忍従ではないというゾシマの言葉は、カナの祝宴の夢を通してアリョーシャの心に染み入ってくる。喜びがなければ生きてゆけないというドミートリイの言葉も思い出された。

重要なのは、人々がこの祝宴に招かれる理由である。ゾシマは夢の中で、「一本の葱」を与えた者たちが、キリストによってこの祝宴に招かれていると述べている。アリョーシャも「一本の葱」を与えた、すなわちグルーシェンカにやさしい言葉をかけたからこそ、招待客の一人になりえたのだ。

このカナの祝宴の夢の中で、アリョーシャはゾシマに導かれて、キリストの姿を見ることになる。「我々の太陽が見えるか、お前にはあの方が見えるか」と夢の中でゾシマに問われた時は、「こわいのです……見るのができないのです」とアリョーシャは答えている（創作ノートでは「見えますが……こわいのです」となっている<sup>39)</sup>）。ゾシマはそれに対して、こわがらなくてもいい、あの方は「限りなく慈悲深いお方だ」と勇気づける。「愛ゆえに人の姿をとられ、我々とともに楽しんでおられる。客人たちの喜びをとだえさせぬよう、水をぶどう酒に変え、新しい客を待っておられるの

だ。ほら、新しいぶどう酒が運ばれてくるぞ、それ、新しい器が運ばれて来る……。こうゾシマが言った時のアリオージャの動きについては何も記されていない。しかし、次の瞬間には、「何かがアリオージャの心の中で燃え、突然何かが痛いほど心を満たし、歓喜の涙が魂からほとばしった……」とある。見たという事実は、草稿のように文字では記されていないが、だからこそ、その劇的な効果は高まる。明らかにアリオージャは、こわごわキリストの方に目を向けたのだ。その場面は、何かしらインパクトのある映画のワンシーンのようなものとして示される。

アリオージャはゾシマに励まされて、勇気を振り絞ってキリストを見た。『おかしな男の夢』を読めばわかるように、ドストエフスキは「真理」の「生ける姿」を見ることにきわめて重要な意味をもたせている<sup>34</sup>が、アリオージャも、ゾシマ亡きあと、自分を正してくれることになる「真理」の「生ける姿」、貧しい者たちの婚礼に現われ、新しい葡萄酒をふるまう慈悲深いキリストの「姿」を見たのだ<sup>35</sup>。

「見ること」によって信じることができる。それがアリオージャの性格の最大の特徴である。イワンも、人々が未来で和解し調和する場面、殺した人間と殺された人間が抱き合う姿を「見たい」と言う。しかし彼によれば、たとえ「見た」としても子どもの苦悩は報われない。イワンは言う。「たとえ2本の平行線が交わり、自分自身がそれを見たとしても、やはり俺は認めない。それが俺の本質なんだ」と。イワンにとって見ることから得られる情報、感覚的な情報は、理性を説得できない。感覚はつねに知性の下位にあるので、彼にはたとえ夢であろうとも、「神秘」を体験することはできない。なにより、自分のことばかりにかまけるイワンには、神秘体験へと導くような「一本の葱」を与えた体験がないのではないか。

アリオージャにあつては「太陽」を見たことがすべてだ。見たことを頭で吟味する余裕もない。歓喜のあまり彼は「両手を差し出し、叫び声をあげ」た。そして目が覚める。その後、庵室をあとにし、外に出て外気に触れる。頭上には、「静かに輝く満天の星がちりばめられた空の円天井」が広がっている。「ひんやりとした、風のまるでない静かな、夜が大地を包みこんでいた。白い塔と金色の円屋根がこはく色の空にきらめいていた。建物

のまわりの花壇の豪華な秋の花々は、朝まで寝入っていた。地上の静けさが空の静けさと一つになり、地上の神秘が星の神秘と触れ合っているかのようだった……。彼は地面に倒れ伏し、大地に接吻し、大地を愛することを誓う。ヨブが神を見て再生したように、アリョーシャもまた、夢の中に現れたキリストの姿を見ることで再生する。大地にひれ伏した彼は「かよわい青年」であったが、立ち上がったときには、「一生変わらぬ堅固な闘士」になっていた。

こうした夢体験による再生はアリョーシャだけに起こるのではない。ドミートリイもまた夢の中で泣き叫ぶ「餓鬼<sup>がきんこ</sup>」を見ることによって復活する。おもしろいのは『おかしな男の夢』で、主人公が自分の見た夢を、「夢ではないのかもしれない」と考えていることだ。通常の夢は、自身の脳がつくりだしたもので、自身の知力の限界を超えることはできない。ところがドストエフスキイは「おかしな男」に、自分の夢には絶対に現われるはずもない「深刻な真実」、「真理の啓示」が含まれていたと証言させている。ドミートリイの夢における「餓鬼」の出現もまさに、彼を再生させるための啓示といってよいものだろう<sup>36)</sup>。アリョーシャの夢を生み出したのは、直接的にはパイーシイ神父の福音書の朗読であり、夢を色づけしたのはグルーシェンカ、ゾシマ、ドミートリイたちの言葉である。しかし、それだけではない。アリョーシャの夢にも、「おかしな男」やドミートリイの夢のように、「啓示」があったのではないか。彼も予想せぬ形でゾシマが導いてくれた夢の中の〈奇跡〉により、「異世界、天上の至高の世界との生きたつながり」を体験したのだから。

世界を「神秘」だと感じ取ることができないイワンのような知識人が接触できるのは、分身である悪魔の「秘密」の世界だけである。知や論理をいくら積み上げても、それだけでは自己を超えられない。再生は論理によって得られるものではなく、至高の世界との接触〈体験〉によって自発的に導き出される以外にないと、晩年のドストエフスキイは固く信じていたのである。

注

- 1) *Достоевский Ф.М.* Полн. соб. соч. в 30 томах. Т.28-1. Л., 1985. Стр.63. 『カラマーゾフの兄弟』のテキストには、本全集 14 巻、15 巻を用いた（以下、同全集を『ドストエフスキ 30 巻全集』と略す）。
- 2) Я.Э.ゴロソフケル、木下豊房訳『ドストエフスキとカントー『カラマーゾフの兄弟』を読む』みすず書房、1988 年、41 頁を参照。ちなみにモリスは、「謎」は「正解が現われると、突然あらゆることが正しく感じられ、一種の打ち切りが生じる」が、「神秘」は、「原則として解決されるべく存在するものではなく、「生命が私たちに押しつけているひとつの体験である」と述べている（デイヴィッド・B・モリス、渡辺勉、鈴木牧彦訳『痛みの文化史』紀伊国屋書店、1988 年、39-41 頁を参照）。
- 3) 前掲、Я.Э.ゴロソフケル、木下豊房訳『ドストエフスキとカントー『カラマーゾフの兄弟』を読む』、41 頁。
- 4) 強調は筆者。以下、断りが無い限り、強調は筆者のもの。
- 5) 『ドストエフスキ 30 巻全集』第 17 巻、423 頁。
- 6) Л. А. Левина. «Новый Иов» в творчестве Ф. М. Достоевского и в русской культуре XX века — В кн.: *Достоевский. Материалы и исследования* (11). «Наука». Санкт-Петербург. 1994. Стр.209. レーヴィナは『カラマーゾフ』に分散された『ヨブ記』のモチーフを次の四つに分類している。—「[神によって] 承諾された試練、苦悩、反逆、和解 [受容]」。
- 7) 『ドストエフスキ 30 巻全集』第 15 巻、245 頁。
- 8) 同上。強調はドストエフスキ。
- 9) 創作ノートには、「神は商人のようなものだ」という大審問官の言葉が残されている（『ドストエフスキ 30 巻全集』第 15 巻、230 頁を参照）。
- 10) あるいはエフィーモワの言うように、イワンは、ヨブが結末で受け入れた「悪の正当化」を受け入れないのだ、と言ってもいい（*Н.Ефимова. Мотив библейского Иова в «Братьях Карамазов».* — В кн.: *Достоевский. Материалы и исследования* (11). «Наука». Санкт-Петербург. 1994. Стр.126)。
- 11) 関根正雄訳『旧約聖書 ヨブ記』岩波文庫、1971 年、79 頁。
- 12) 同上、80 頁。
- 13) こうしたイワンのいう子どもの受難は物語内ではおそらく、イリュージョの死と対比されるものだろう。イリュージョの死は無意味ではない。その死は子どもたちを結束させ、子どもたちの良き思い出としてずっと残ってゆく。
- 14) 『ドストエフスキ 30 巻全集』第 15 巻、243 頁。ドミートリイも「代わりに」罪を引き受けると言う。「俺は『餓鬼』のために行くんだ。なぜなら誰もがみんなに対して罪があるんだからな。すべての『餓鬼』のために行くんだ。なぜなら大きな子どもと小さな子どもがいるからだ。みんな『餓鬼』なんだ。おれはみんなの代わりに行くんだ」。ドミートリイについての詳細は、拙稿「『カラマーゾフの兄弟』論(3)―情熱の問題をめぐって」(海上保安大学校『研究報告』第 58 巻第 1 号、2013 年 10 月発行)を参照されたい。
- 15) リーザはアリョーシャに、子どもが苦痛でうめいているのを眺めながら、パイナップルの砂糖漬けを食べるシーンを想像して、密やかな快楽を感じると告白する。リーザがそのことをイワンにも話したが、その時相手は、「ほんとうにすてきだ」と笑いながら言った。その真意がわからず、自分はイワンに軽蔑されたのかと彼女がア

リョーシャに問いかけると、アリョーシャはこう返す。「そうじゃありません。だってその人自身、パイナップルの砂糖漬けを信じてるかもしれないんですからね。その人も病気が重いのですよ、リーザ」(第11編第3章「小悪魔」より)。

- 16) A. ボイス＝ギブソン「個と全体」(J.S.ワッサーマン編、小沼文彦・冷牟田幸子訳『ドストエフスキーの「大審問官」』ヨルダン社、1981年、所収)、310頁。
- 17) 同上、301頁。
- 18) 『ドストエフスキー 30 卷全集』第20巻、172頁。
- 19) 同上。
- 20) エドワード・ワシオレク「「大審問官」と批評家」(前掲『ドストエフスキーの「大審問官」』所収)、254頁。
- 21) 『ドストエフスキー 30 卷全集』第15巻、204頁。
- 22) 『芥川龍之介全集』4、筑摩書房、1971年、55頁。
- 23) 芥川龍之介がキリストを「鋭い舌に富んだ古代の ज्याアナリスト」(『西方の人』)と呼んでいるのは、すでに触れた創作ノートの「神は商人のようである」という大審問官の言葉を思い起こさせる。彼らには信仰の代わりに認識がある。
- 24) パーヴェル・フォーキン、鈴木淳一訳『「カラマーゾフの兄弟」の思想構造における「大審問官」』(『現代思想』青土社、2010年4月)、355頁。
- 25) 引用はゾシマの神秘的な客、ミハイルの言葉。ことはパンだけの話にとどまらないだろう。スタヴローギンは精神面においても、兄弟愛の欠如のために、誰とも何ものも「分かちもてなかつた」(『ドストエフスキー 30 卷全集』第10巻、514頁)。
- 26) ロマーノ・グアルディエーニ、小松原千里訳『ドストエフスキーを読む』未知谷、2008年、同上154頁。
- 27) この<確信のなさ>の呼び起こす苦しみは、ドストエフスキーの描く一連の西欧的な知性人たちの最大の特徴である。
- 28) 「訳者あとがき」(前掲『ドストエフスキーの「大審問官」』所収)、326頁。
- 29) 『ドストエフスキー 30 卷全集』第30巻第1分冊、122頁。
- 30) *Л.А.Левина. «Новый Иов» в творчестве Ф.М. Достоевского и в русской культуре XX века. Стр.208.*
- 31) ポール・トゥルニエ、小林恵一訳『罪意識の構造』ヨルダン社、1972年、113頁。
- 32) 関根正雄訳『旧約聖書 ヨブ記』、160頁。
- 33) 『ドストエフスキー 30 卷全集』第15巻、257頁。
- 34) たとえば夢から覚めた「おかしい男」は言う。「どうして信じないでいられるのだ。わたしは真理を見たのだ。頭で考え出したのではなく、見たのだ、見たのだ。わたしが見た真理の生ける姿は常にわたしとともにあり、常にわたしを正し、方向を指し示してくれるだろう」(『ドストエフスキー 30 卷全集』第25巻、118頁)。
- 35) ゾシマも自身の説教の中で、キリストの「姿 образ」を見ることの重要性を繰り返し、指摘している(「もし尊いキリストの姿が目になければ、(…)我々はすっかり迷って、滅亡していただいでしょう」等々)。この「姿」は時として「顔 лик」によって代用される(「アリョーシャ、弟であるお前の顔が助けになればと思ったのだ」等々)。
- 36) 前掲、拙稿「『カラマーゾフの兄弟』論(3)―情熱の問題をめぐる」を参照。

## 【論文】

## 国際的外部環境の変化と海上保安庁

奥菌 淳二

## 序論

「海上警察」なる概念をどのように理解すべきか。これは海上保安大学校という国の行政機関の一翼をなす組織でありかつ海上保安庁の幹部職員を養成する教育研究機関の研究者がその設立以来、繰り返し世に問うてきた問いである（飯田 1963, 1964; 國司 1985; 廣瀬 2000）。それは同時に、海上警察あるいは海上保安庁という組織のアイデンティティを再考しようという試みが繰り返しなされてきたとも理解できる。

究極的には実力を以て国家の安定や治安を維持する実力組織を大きく 2 つのカテゴリーに分けるとすれば、一方は軍をはじめとした防衛組織であり、もう一方は警察組織とされてきた。

この両者を分ける定義には必ずしも定説的なものがあるわけではないが、先行研究を大別すると 3 つの峻別基準がある。第一に、地理的な活動領域による類型化である。すなわち、対外的問題に対応するのが防衛組織であり、対内的問題に対応するのが警察組織であるというものである。第二に、目標と行動規範によるものである。すなわち、防衛組織が目標とするのが外敵を制圧することによる国家の防衛であるのに対し、警察組織の目的は犯罪や治安上の問題に対処することによって秩序を維持することにあるという理解である。そして、第三に、装備によるものである。使用される武器の殺傷能力や破壊力の大小、海で活動する組織であれば、その船の大きさが、当該組織が純粋に警察組織といえるかを左右するという考え方である。ただし、使用される武器の殺傷能力が低いからといって、これを装備する部隊が防衛組織であることを否定できるわけではない。さらに、武器の破壊力や殺傷能力はその使用法と強い関連性があるため、これ自体が防衛か警察かの峻別を左右すると言うよりは、むしろ目標と行動規範という基準の補助的性格を有すると理解すべきであろう。

こうした峻別基準は、それぞれ独立に論じられてきたことから、防衛組織と警察組織という単純な二元論では説明のつかない国境警備隊やフランスなどのジェンダルムリのように、中心的な任務は国内治安の維持だが、国防省や防衛省の指揮下にあつて、軽戦車のような警察組織では用いられにくい資機材を保有し、それを活用する組織の存在を Para-Military と表現せざるを得なくなった。また、警察組織の海外での治安維持活動や防衛組織が治安維持のために国内で活用される事例が観察されるようになると、単純な地理的峻別論は、両者を分ける境界が曖昧になりつつあるという理解を提示するようになった。

そこで、本稿では、先行研究における類型論をさらに発展させた実力組織の類型化モデルを前提に、日本の海上警察である海上保安庁の性質の変遷を跡づける。具体的には、海上保安庁が国際的な環境要因の変化に伴つて、対外的な業務をどのように変化させてきたのか、防衛組織と警察組織の相関という観点から、その変化にはどのような意味があつたのか、海上警察権そのものを理解しようとする言説の系譜を跡づけつつ、明らかにしていくことを目指す。

そのため、本稿は以下の構成をとる。まず、第2章において分析軸を提示する。ここでは、法による対処行動の予測可能性の高さ及び他国との利害関係の大きさを基準として、実力組織を4つの類型に分けることができることを示す。第3章では、海上保安庁にとっての国際的な環境の変化を示しつつ、組織がどのように変化したのかを示す。第4章では、第3章で示した変化を第2章で示した軸を用いて分析する。そして、結論においては、対外的業務の変化の過程で、海上保安庁が陸上警察や防衛組織に対して海上警察としてのアイデンティティを獲得したのは、李承晩ラインへの対応の時期であつたことを示しつつ、今日的課題を解決するための一つの足がかりとして、海上警察そのものの性質を様々な角度から分析することの重要性を示す。

## 2 分析枠組み

民主主義的先進国においては、伝統的に防衛組織と警察組織が別のもの

として理解されてきた(Bigo 2001:102)。そこで問題となるのが、これらをどのように峻別するのかということである。装備の内容と行動規範が異なる、すなわち、防衛組織は強大な破壊力を持った兵器を保有し、敵を殲滅するためにこれを余すことなく活用しようとするのに対し、警察組織は犯罪への対処のために小型の銃器を備えていても、その使用については任務を果たすための最低限の範囲にとどめられるという(Dean 2006)、シンプルな理解をしたとき、これらの概念から現実をどのように理解するかという問題が生じることとなるのは前述の通りである。そこで、本稿では、国家の実力組織をカテゴライズするための枠組みを提示する。

### (1) 法による対処行動の予測可能性

実力組織は、その与えられた任務を達成するため、場合によっては人の生命や身体に危害を加えうる活動を展開する。たとえば、逮捕のように自由権を制約するものから、戦略的に大量破壊兵器が用いられるものまで、実力組織の活動の社会や個人への侵襲性には絶大な差異がある。こうした差異を防衛組織と警察組織の違いとして理解しようとするのが、装備の相違に着目する言説である(Samuels 2006)。

しかしながら、機関銃のような、被疑者個人の逃走を阻止するには強すぎる装備を警察組織が運用している場合、これをどのように理解すべきか、という問題が生じてしまう。そこで重要となるのがその使われ方にあるという趣旨の法律学からの指摘である。すなわち、警察作用における武器使用は比例原則に代表される制約に服し、権限行使によって得られる公共の利益と失われる利益とのバランスを考慮するのに対し、防衛作用にはそうした制約がないか、具体的に明示されていない(中野 2009; 村上, 森 2009:40)。このような職務遂行規定の差異は、実力組織のカテゴライズにあたって無視することはできない。

これらを統合的に見たとき、両者の本質的差異は、実力組織の活動による社会や個人への侵襲性の高い行為の内容やそれが行われる状況が法的に規定され、それによって作用そのものの限界が比例原則をはじめとした諸規範に従うことが予測可能なものになっているか否か、そしてそれが実践されているか否かの差異と言うことができる。

このことは、防衛組織一般には、実力の行使について職員の自由裁量が大きく、防衛組織は何らの法的制約を受けないという意味ではない。単に活動を規定する制度がその対象者と社会に明示されていないというだけである。防衛組織は、外敵の制圧による国家の防衛を目標とする以上、そのための手段に法的制約を課し、法によってその使用のあり方を予測可能なものとするのは、防衛組織が自らの戦術上の法的限界を外敵にさらすことに他ならない。

他方、一般的な警察組織はその判断の基準が法的に厳格に規定され、その範囲内で活動することが期待される。日常的に展開される警察活動が法的に予測可能であることは、法治国家にとって重要なのである。逆に言えば、そうした規制がなく、対処行動の予測可能性の低い警察組織は、本稿では純粋な警察組織としては理解されない。

## (2) 他国との利害関係

防衛組織と警察組織を類型化する基準として地理的活動領域を挙げる研究があるのは前述の通りである。すなわち、外的に (External) 活動するのが防衛組織であり、内的に (Internal) 活動するのが警察組織だという理解である (Greener-Barcham, 2007; 藤原, 2006)。こうした類型化は、国際犯罪への対処を業務とする警察や、日常的に法執行活動を展開する防衛組織の存在する現実を説明できていない。

たとえば、通貨の偽造は、それが仮に外国人が外国でなした行為だとしても、それが流通する国にとっては治安維持上の重大な関心事である。こうした犯罪への対処に当たっては、関係国との調整の下、何らかの活動を展開するのは防衛組織の職員ではない。グローバルな社会において、地理的基準だけで防衛組織か警察組織かを分類することには無理がある。

他方、地理的活動領域が類型化にとって無意味ということもできない。

ドメスティックな事象への対応と、外国の存在を前提として生じた事象とでは、実力組織の活動内容が大きく変化する可能性は否定できない。特に、難民問題のように、その事象に国家間の利害関係が絡む問題への対処と、単なる外国人による犯罪とでは、政治的に大きな相違がある。

他国との利害関係の軸において、これが大きいと評価されるのは、実力

組織の中核的活動が、国際関係において利害関係を生じうる場合である。他国そのものが実力組織にとって権限行使の対象となる場合には他国との利害関係が大きいといえるのは言うまでもない。他方、密輸入や密入国は国際犯罪だが、この問題では基本的に関係国家同士の利害が対立することはほとんどない。よって、他国との利害関係は小さいということとなる。ただし、密輸入や密入国が国家の意思によるものであることを前提とした活動を展開しなければならないとするならば、他国との利害関係は大きいこととなる。

### (3) 実力組織の4類型

本稿の立場は、法による対処行動の予測可能性及び他国との利害関係の軸を同時に用いることで、これまで説明が難しかった組織の類型化が可能だというものである。

各象限について説明すると、純粋な警察は他国との利害をほとんど生じない事象に対応する。これに当たってその活動内容は比例原則に従うことを明示した法律によって規定されている。これに対し、純粋な警察と同様、法による対処行動の予測可能性は高いが、その行動如何によっては他国との利害関係が生じかねない事象に対処することが任務の中核をなす組織である。ここに当てはまる組織は、本稿で扱う海上警察や国境警備隊が想定される。

これに対し、法による対処行動の予測可能性の低い組織のうち、他国との利害関係の薄いドメスティックな事象に対処するのが、たとえば、1970年代の北アイルランドにおいてその活動が注目された Royal Ulster Constabulary のような Riot Police である。ただし、Riot Police といっても、日本の機動隊のように、テロや過激派の武

図1 実力組織の分析軸



装闘争への対処を前提とした組織であっても、一般の警察官と同じ法制度によってその制約が規定されている組織は、法による対処行動の予測可能性が高いとみなされる。他方、法による対処行動の予測可能性が低く、他国との利害関係の大きな問題に対処する具体的な例が防衛組織ということとなる。

### 3 国際的外部環境の変化と海上保安庁

#### (1) 創設期

第二次世界大戦において、日本がポツダム宣言を受諾したことによって、海上における治安維持を担っていた日本海軍が機能を停止したために、日本近海の海上における治安が悪化した。密漁、密輸、海賊行為など、様々な犯罪が横行したと言われるが、中でも日本政府及び占領軍が重要視したのが、朝鮮半島からの密航事案が多発したことであった。GHQ の資料によると、朝鮮半島から日本への不法入国で逮捕された人の数は、1946年のうち最も多かった7月で9580名にもものぼった<sup>1)</sup>。

このような状況において、GHQ は米国沿岸警備隊のミールズ大佐をはじめとした米国の治安機関の職員に日本各地の海上における治安維持業務の現状を調査させている。1946年3月以降、ミールズ大佐は調査ペーパーを提出し続け、最終的に、1946年7月、外国からの不法密入国に対処するための唯一の方策として、米国沿岸警備隊と同様の組織を構築すべきであるとして、マッカーサー元帥に対してGHQ が日本政府に水上保安組織を作るよう指令すべきとの勧告をしている<sup>2)</sup>(大久保1978:61)。このミールズ大佐のレポートには、船舶に武器が搭載されることも明記されていた<sup>3)</sup>。

---

<sup>1)</sup> Commander Naval Activities Japan to Supreme Commander for the Allied Power, "Subject: Utilization of SCS' s and PCS' s as Police Patrol Boats" File: CNJ/A4-1/Def/ (80), Serial: 2153, date 3 December 1946, RG331, UD1139, Box327, F12.

<sup>2)</sup> ミールズ大佐のレポートは、Public Safety Division Civil Intelligence Section, SCAP, "Special Report on Study of Japanese Coast Guard and Harbor Police Facilities", RG331, UD1139, Box327, F12.

<sup>3)</sup> Commander Naval Activities Japan to Supreme Commander for the Allied Power, "Subject: Suppression of Illegal Entry into Japan", RG331, UD1143, Box365, F15.

このミールズ大佐らによる調査が実施されていた時期、密航事案への対処の必要から、日本政府は運輸省海運総局に「不法入国船舶監視本部」を、九州海運局に不法入港船舶監視部を設置している。そして、門司、仙崎、博多、唐津、長崎、若松の6カ所に基地を設け、監視船を配備して密航対策に充てた。しかしながら、こうした努力はリソース不足により必ずしも功を奏さず、海上保安のための政府のリソースを一元的に管理運用する海上治安機関の必要性が検討されていた(海上保安庁総務部政務課 1961:7)。

このように、日本の統治に責任を有していた日本政府及びGHQは海上において政府の有するリソースを一元的に管理する海上警察組織を必要視した。しかし、海上において法執行活動を行うために武器を搭載した船舶等の装備を有する海上勢力は、米国以外の戦勝国には必ずしも受け入れられるものではなかった。

日本のコーストガードを設立するというアイディアは、対日理事会に諮られる前の段階で、GHQ 公安局と民政局との対日占領政策を巡る立場の相違を反映した制約を受けることとなった。すなわち、職員の総数が1万人を超えないこと、船舶は125隻、合計5万トンを超えてはならず、それぞれの船舶は15ノット未満の速力制限が課され、大きさも1500トンに限定されていた。武器は小型のものに限られ、船舶に砲を搭載することは許されなかった。さらに、活動範囲も法定されることとなった。

しかしながら、それでもイギリス、ソビエト連邦、中国などが日本海軍の復活を懸念し、対日理事会の場で反対あるいはさらなる制約の必要性を唱えることとなる<sup>4)</sup>。結果的に、「この法律のいかなる規定も海上保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない」という海上保安庁法第25条が海上保安庁法案に挿入されることとなったのである(大久保 1978:62-67)。

このように、海上保安庁はその設立段階から、国際的な圧力にさらされ、組織及び業務のありようが形作られることとなった。海の穏やかな夏期に

<sup>4)</sup> 柴山太は、海上保安庁設立にあたって、対日理事会において各国代表がどのような議論を展開していたのかを特にイギリスの視点から詳細に描いている(柴山 2010: 196-204)。

においても約 1000 人／月まで縮小していた推定不法入国者数が、海上保安庁設立の 1948 年以後も減少しなかったのは<sup>5)</sup>、占領期の海上保安庁が、人員、船舶、資機材上の制約を受けていたのに加え、その活動範囲を陸岸から 50 海里(後に 100 海里)に制限され、50 海里以遠においては、海難救助のための船の派遣ですら特別の許可が必要だったためであった。

## (2) 防衛組織の形成と海上保安庁<sup>6)</sup>

1950 年、朝鮮半島情勢が徐々に緊迫化していくに伴って、米軍は朝鮮半島にリソースを割かざるを得ない状況におかれることとなった。しかしながら、すでに兵力の大部分を極東から撤退させていた米軍は、日本の防衛を担いつつ、同時に朝鮮半島情勢に対応するリソースを持ち合わせていなかった。そこで、朝鮮半島にリソースを移転することによって生じる日本での防衛上の空隙を埋めることが検討された(コワルスキー1999:57)。このため、マッカーサーは、1950 年 7 月 8 日、陸上においては、総理府の外局として警察予備隊を設立し、海上においては、「海上保安力に 8000 名を増員する」許可を出している<sup>7)</sup>。

日本の占領解除にともなって、どのように海上の防衛組織を構成していくかという問題は旧海軍出身者と海上保安庁幹部との間で相当な議論が戦わされた(柴山 2010:第 10 章;アワー1972)。そうした議論の過程で、1952 年 4 月、海上保安庁の附属機関として海上警備隊が設置された。

その後、「わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊を管理し、運営し、及びこれに関する事務を行い、あわせて海上における警備救難の事務を行うことを任務とする」保安庁が設立され(保安庁法第 4 条)、警察予備隊が保安隊、

<sup>5)</sup> Public Safety Division Brief, 時期不明, RG331, UD 1143, Box365, F49.

<sup>6)</sup> 朝鮮戦争にあたり、海上保安庁による特別掃海が朝鮮半島において行われたことが大久保(1978)によって明らかにされている。本稿では、この特別掃海については事例として取り扱われない。なぜなら、特別掃海隊が占領下の日本に対して占領軍が命じたという特殊な事情で実施されたこと、及び、保安庁の設立に伴って、掃海の機能は直ちに海上保安庁から警備隊に移管されていることから、特別掃海という業務そのものが外れ値に過ぎないものだからである。

<sup>7)</sup> 「警察力増強に関するマッカーサー書簡」1950 年 7 月 8 日。海上保安庁総務部政務課(1961:参考資料 25-26)。

海上警備隊が警備隊として保安庁内の組織として移管されることとなった。そして、この保安庁設置法によって、海上保安庁法は廃止され、保安庁内に海上公安局が設置されることとなり(保安庁法第27条)、これが海上保安庁の任務であった警備救難業務を担うこととされた。ただし、この海上公安局法は施行の日が「別に法律で定める」こととされ、最終的にはその施行日が定められることなく廃止されている。

保安隊及び警備隊の出動に関する手続きと隊員の権限に着目すれば、今日の自衛隊の治安出動に似た「命令出動」及び海上における「警備行動」が法定されており、今日の自衛隊に命じられうる防衛出動のような制度は存在しなかった。そのような意味で、保安隊及び警備隊の警察との違いは施設や物件の防護、多衆集合して暴行もしくは脅迫しようとするものを鎮圧又は防止する場合の武器使用に限られた。すなわち、法による対処行動の予測可能性は高く、その意味での警察との相違はほとんどなかった。

その状況が一変するきっかけとなったのが、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」の締結である。これをきっかけに、防衛組織としての性質が不明瞭であった保安庁が廃止され、防衛庁が設置されることとなった。この過程で海上保安庁は存続することとなった。すでに成立していた法律に定めるとおり、海上公安局として防衛庁に移管される道は残されていたにもかかわらず、それが実現しなかったのは、防衛庁内に自衛隊と海上保安庁が同居することが適当でないということについて保安庁と海上保安庁(あるいは運輸省)の両者の見解が一致したためであった。つまり、以下のような理由により、両者が同一の組織として再編されることが適切ではないとされたのである(以下、海上保安庁総務部政務課(1961:20-21)から抜粋)。

#### ●保安庁庁議の結果

保安庁法の改正によって保安庁の任務が、今までの警察から直接及び間接の侵略に対する防衛を主とすることになることがほぼ明らかである現在、いわば海上警察である海上保安庁をその統制下に置くことは、異質のものを持つことになるから好ましくない。

#### ●運輸省及び海上保安庁の反対理由

(i) 軍事的機関によって警察機関が管理されることは国政運営上恐るべき弊害が予想される。

(ii) 運輸省の外局である海上保安庁をそのまま保安庁の外局としても行政機構の簡素化にはならない。

(iii) 保安庁の外局としても、防衛業務と海上保安業務ではその性格が異なり、要因・船艇等の共用は困難であるから、一概に経済的だとはいえない。

(iv) 海上保安庁が運輸省から分離すれば海事行政の一体性が破壊される。

(v) 巡視船が保安庁に所属することにより、軍艦に準ずるものと見なされ、李ライン等において外国官憲との間に無用の摩擦を引き起こす恐れ<sup>(原文ママ)</sup>がある。

これらの理由から、双方が防衛組織と警察組織の区別を重要視していることが読み取れる。そして、李ラインとそれに基づく韓国の活動に直面する海上保安庁は、「防衛組織の一部である海上保安庁」が李ラインで活動することに懸念を抱いたのである。

### (3) 李ラインへの対応

1946年6月22日、連合国総司令部は日本の漁業活動を認める地域を明確に指令し、このいわゆるマッカーサーライン(以下、マ・ラインとする)を越えて日本漁船が操業することを禁止した<sup>8)</sup>。

この結果、日本漁船は航行、操業海域が著しく制限されたこととなった。これとは逆に、日本における食糧需要に対応するため、漁船の建造は進み、許可数は増大した。こうした状況から、マ・ラインを超えて違法に操業する日本漁船があらわれるようになる(片岡 2006:16)。結果的に、1950年1月から2月15日までの1ヶ月半で9隻の漁船が済州島南方海域において韓国官憲と思われる船舶に拿捕されたことから、日本政府は非拿捕事件の再発防止のため、日本漁船がマ・ラインを超えないよう監視する必要に

---

<sup>8)</sup> SCAPIN1033。外務省ホームページ  
([http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/pdfs/g\\_taisengo02.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/pdfs/g_taisengo02.pdf))最終閲覧:2016/04/01

迫られた<sup>9)</sup>。

海上保安庁は前述の行動範囲制限によってマ・ライン周辺で活動できなかったことから、日本漁船を監督する立場にあった水産庁の監視船が、マ・ラインを厳守させるという漁業警察としての活動を実施していたのであった<sup>10)</sup>。つまり、こうした監視活動は、韓国官憲に対する監視ではなく<sup>11)</sup>、あくまでも日本漁船に対する漁業法令の励行として展開されていたのである。

こうした状況はサンフランシスコ平和条約締結に伴って劇的に変化する。

まず、条約締結に伴って連合国総司令部がマ・ラインを廃止しようとしていたことをつかんだ韓国の李承晩政権は、1952年1月18日、「隣接海洋の主権に関する大統領宣言」を発表し、李承晩ライン(以下、李ラインとする)を設定した<sup>12)</sup>。マ・ライン撤廃以後、日本漁船の公海上での操業が大規模化したため<sup>13)</sup>、この李ラインを根拠とした韓国官憲の取締は継続して実施され、300隻以上の日本漁船が韓国の官憲に拿捕された(高藤2011: 68)。

日本海及び黄海に引かれた線を越えて操業する日本漁船が韓国の官憲の規制を受ける状況に変化はなかったが、マ・ラインと異なり、その根拠は日本政府にとって奇異なものであると同時に受け入れがたいものとなった。

次に、海上保安庁の活動範囲に関する制限が消滅したことである。これまで、この問題に対応できずにいた海上保安庁が明確にプレイヤーとしての責任と権限を得たのである。被拿捕事件の増大及び行動制約の解除を受け、1952年5月23日、海上保安庁は日本漁船が他国の領海で違法に操業しないよう監視するとともに、適法な操業を保護するため、朝鮮半島周辺海域及び北海道方面に巡視船を派遣することが閣議決定された(海上保安

<sup>9)</sup> 第七回衆議院外務委員会議録第4号(1950年2月15日)、12ページ。

<sup>10)</sup> 同上。

<sup>11)</sup> ただし、マ・ラインを超えて操業する日本漁船に対する取締を実施できるのはあくまでもGHQであり、韓国官憲にはその権限を認めないとするのが日本国政府の見解であった。第七回参議院水産委員会議録第4号(1950年2月1日)16ページ。

<sup>12)</sup> 韓国国では「平和線」という呼称を用いている。「李ライン」そのものや呼称に関する韓国国内での議論については、藤井(2006)を参照。

<sup>13)</sup> 福原(2012)は、水産庁発表資料を用いて李ライン内における日本漁船の操業状況をまとめた上で、漁業問題と竹島問題は別々に扱い得た外交問題であったことを明らかにした。

庁総務部政務課 1961: 154)。

李ライン設定後、水産庁は監視区域を設定し、この区域を仕切る線上に監視船を配置することによって、日本漁船が韓国の官憲に干渉されずに操業できる環境を作ることを目指していた<sup>14)</sup>。他方、海上保安庁は他国を刺激しないよう、活動制限が解除された後も直ちに巡視船を派遣することは控えた。しかしながら、1952年9月中旬の日本漁船の拿捕事件、10月中旬の韓国艦船による日本漁船に対する発砲事件の発生、さらに、10月下旬には巡視船が韓国艦船による威嚇射撃を伴う停船命令を受けるといった事件まで発生したことから、12隻の新型巡視船を被拿捕防止対策に当てることとした<sup>15)</sup>。

これ以後、李ラインから韓国側で操業しようとする日本漁船を巡って、これを取り締まろうとする韓国と、その不当な規制から日本漁船を保護しようとする日本の活動が日本海において交錯することとなる。当初、朝鮮半島周辺に常時配備されていた巡視船は1隻から2隻であった<sup>16)</sup>。しかし、1953年以降、韓国周辺海域における被拿捕事件の激増を受け、1959年には済州島西方に3隻、同島東方に2隻、朝鮮半島東側海域に1隻の計6隻を常時配備する体制をとることとなった<sup>17)</sup>。このように配備された巡視船の活動は上述の水産庁監視船のゾーンディフェンス的な対応とは異なり、漁船が他国領海に侵入しないよう注意喚起するとともに、相手国の監視船及び艦船の動静を把握し、拿捕現場に間に合えば直接交渉により日本の漁船を救出するという内容の、つまり、水産庁に比べて他国の利害と大きく関わる方法がとられることとなった<sup>18)</sup>。

1953年12月28日以後、巡視船に砲や機銃が設置されることとなったが、

---

<sup>14)</sup> 塩見友之助水産庁長官国会答弁、第一三回参議院水産委員会会議録第30号(1952年4月25日)2ページ。

<sup>15)</sup> 松野清秀海上保安庁警備救難部長国会答弁、第一五回衆議院水産委員会会議録第3号(1952年11月14日)3ページ。

<sup>16)</sup> 山口傳海上保安庁長官国会答弁、第一五回衆議院水産委員会会議録第22号(1953年2月27日)4ページ。

<sup>17)</sup> 山口傳海上保安庁長官国会答弁、第十九回衆議院水産委員会会議録第8号(1954年2月4日)1ページ。

<sup>18)</sup> 前掲、2ページ。

「武器をとう載した巡視船がだ捕防止に当たることは、むしろ悪影響」であるという理由から、拿捕防止に従事する巡視船は砲身を外して行動することとなっていた(海上保安庁総務部政務課 1961:157)。このような文字通り丸腰での日本漁船の非拿捕防止対策であったが、こうした配慮は韓国政府には効果がなく、1952年10月から1959年11月までの間、公海上を哨戒中の巡視船が韓国警備艇あるいは韓国海軍から発砲されるという事件が9件、巡視船そのものが拿捕される事件が1件、巡視船が立入調査される事件が1件発生している(海上保安庁総務部政務課 1961:158-160)。

こうした、李ラインとそれに基づく韓国政府の行動に対応する海上保安庁をいかに理解するかというテーマに取り組んだのが海上保安大学校創設期の研究者であった飯田忠雄である。彼は、海上保安制度を、「海軍とは別の組織であって、これらの業務を遂行するにふさわしい特殊の船艇及び航空機を有し、海上法秩序の維持及び海上において人命、財産を保護し救助する機関」と定義づけ、これを海上警察機関と位置づけた(飯田 1963:11)。そして、海上警察権と国内警察権とを対比し、両者を全く別のものであると論じている。すなわち、「国内警察権は国内法の執行についてのものであり、国土的性格をもつものであるのに対し、海上警察権は、国内法の執行もさることながら、海上という国際法の直接支配する場所において、国際法の執行をし、又は国際法によって決定的な抑制をうけているもので、国際法的性格の強いものである」として、海上警察権が国内法と国際法の二元的構造を有していることを論じている(飯田 1964:86)。そして、李ラインにおける韓国海軍あるいは韓国官憲と海上保安庁との関係について、海上保安庁は保護されるべき漁民に対しては海上警察権を行使しており、韓国官憲に対して巡視船が武力で対抗するならば、それは国際法上の自衛権を行使にあたるという見解を論じている。そして、こうした自衛権の行使は海上自衛隊だけでなく、海上警察機関にもなしうるものであると論じたのである(飯田 1964: 136-137)。

本稿は、飯田(1964)の自衛権に関する議論の適否を論じることを意図していない。むしろ、本稿が重要視するのは、占領解除期の海上保安庁という組織が、自衛隊との分化を完了し、警察機関に純化していく過程で、自

らの活動の法的位置付けにおいて、自衛権の行使というラベルが貼られることを意識せざるを得なかったという状況そのものなのである。

いずれにせよ、平時における海上警察権を行使する主体としての海上保安庁は必然的に国際法と国内法の交錯した状況において海上における秩序の維持と人命財産の保護に任ずるという理論的土台が、飯田によって構築された。以後、後に続く研究では、この理論を基盤として、時代の変化への対応を模索していくこととなる。

#### **(4) 第 3 次国連海洋法会議と国際レジームの変化**

1973 年に第 3 次国連海洋法会議が始まるまで、陸から 3 海里(1 海里は約 1852 メートル)というごく狭い領海と内水か、広大な公海かという分類が存在するだけであった。沿岸国としての主権や一定の権利が主張される海域はごく狭い範囲に限定されており、海洋は自由であることが原則であった。

しかし、船舶そのもののスケールや動力の進歩だけでなく、漁法の進化、海底資源開発手段の獲得等、海洋の利用のありようは、単に航行とそれに付随する漁獲活動ではなく、大規模な漁獲活動、鉱物資源を得るための海底の掘削、そのベースとなり得る人工島の建設など多様化かつ大規模化しつつあった。また、発展途上国から見れば、自国沿岸を技術と資金力で圧倒的力を持つ先進国が自由に開発しようという現実是不公平であるとの見方もあった(山本 1992:33-34)。

そのような背景の下、海洋の持続可能な発展を目指すべきとする考え方から、海の分割管理を進めるべしとする議論が徐々に発展していった。

結果的に、起草された海洋法に関する国際連合条約は、領海はその基準となる線から 12 海里と規定され、さらにこの線から沖合 200 海里までの海域には、排他的経済水域(以下、EEZ という)が設定された。EEZ は領海と異なり、沿岸国の主権が及ぶことはないが、海底の上部水域、海底及びその下の天然資源の探査、開発保存、管理のための主権的権利をはじめとした沿岸国の権利が規定されている(海洋法に関する国際連合条約(以下、国連海洋法条約という)第 56 条第 1 項)。沿岸国が管理し、権利を主張できる海域は急激に増大した。

海洋国と沿岸国、発展途上国と先進国のそれぞれの思惑の相違を乗り越え、起草に9年の歳月をかけ、採択されてから10年で規定の60の批准書または加入書が寄託され、国連海洋法条約は1994年11月に発効した。2016年3月3日現在では、167の国と地域がこの条約に参加している<sup>19)</sup>。

国連海洋法条約の締結と発効により、日本の海事セクターが活発化したかは管見の限り検証されていない。旗国以外からの管理を受けない公海は狭くなったものの、排他的に開発することのできる海域は圧倒的に増大した。そうした変化による得失は不明である。

他方、海上保安庁にとっては、明らかに活動の範囲とそのための権限と責任は増大した。

陸岸からわずか3海里の領海と、日本船舶が法執行の対象だったところ、第3次国連海洋法会議から条約の発効までの過程で、日本と日本の近隣諸国は順次、海洋に関する統治の枠組みを国連海洋法条約に近い形に、つまり領海の基線から12海里を領海とし、基線から200海里における漁獲活動に関する主権的権利を設定するようになった。日本も1977年7月1日、領海法及び漁業水域に関する暫定措置法を施行し、領海の幅を12海里、これに加えて基線から200海里を漁業水域としている<sup>20)</sup>。条約そのものが採択されたのが1982年、発効したのが1994年、日本が批准したのが1996年という時系列が始まる前から、いわゆる新海洋秩序はすでに始まっていたのであった。

新海洋法秩序における海上保安庁にとってまず課題となったのは、地理的拡張に対応することであった。領海の面積は4倍の31万平方キロメートルになったばかりか、基線から200海里の漁業水域は345万平方キロメートルの広さであり<sup>21)</sup>、整備すべき装備に質的変化が求められた。その結果、ヘリコプター搭載型の巡視船「そうや」が建造されたのを皮切りに巡視船

<sup>19)</sup> 国際連合ホームページ

([http://www.un.org/Depts/los/reference\\_files/chronological\\_lists\\_of\\_ratifications.htm#The United Nations Convention on the Law of the Sea](http://www.un.org/Depts/los/reference_files/chronological_lists_of_ratifications.htm#The United Nations Convention on the Law of the Sea)) 最終閲覧 2016/05/02

<sup>20)</sup> 外務省(1978)『我が外交の近況』22。外務省ウェブページ

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1978/s53-2-2-6.htm>) より閲覧したためページ数不明。最終閲覧 2016/05/02。

<sup>21)</sup> 海上保安庁『海上保安の現況』(1979年8月)、7ページ。

艇航空機が順次増強されることとなった(海上保安庁総務部政務課 1979:147-149)。わずか3年間で、ヘリコプター搭載型巡視船4隻の建造(うち3隻の純増)<sup>22)</sup>、大型巡視船8隻の純増、航空機3機の純増、ヘリコプター10機の純増という大幅な増強は、海上保安庁30年の歴史の中で類を見ないものであった(海上保安庁総務部政務課 1979:141)。

表 1 1977年以降3ヶ年の主な巡視船艇航空機に対する予算措置

	ヘリ搭載巡視船	大型巡視船	中型巡視船	航空機	ヘリコプター
1977年度予算 当初及び補正予算	2(1)	5		3	3
1978年度 当初予算	1	5(5)			7
1978年度補正 1979年度当初予算	1	16(13)	3(3)		11(11)

数字は合計建造/購入数。括弧内は建造数のうち、旧式のものと代替する数。  
海上保安庁総務部政務課(1979:147-149)を基に筆者作成

領土を基準とした主権あるいは主権的権利を主張できる海域が一举に広がったことによって、国家間関係において、海の境界線をどこに定めるかという問題が新たに生じることとなった。国連海洋法条約によって、海にぼつりと存在する小島がきわめて重大な意味を持つこととなったのである。なぜなら、島は領海やEEZの基準となるため、ごくごく小さな島がその島の陸岸から半径12海里の円形の領海と半径200海里のEEZの根拠となるからである。

その一方、内水、領海、EEZのそれぞれの海域で通行の自由と沿岸国としての権利のバランスに大きな差異が設けられたため、関係国には海域に応じた国内法の制定が要求され、執行管轄権の行使のあり方も海域ごとに異なる制度となった。それは、海洋国が重要視する航海の自由と、沿岸国が主張する自国沿岸域の排他的な開発及び管理の権限とのバランスをどのようにとるのかという、国際的な海洋のガバナンスをどのように考えるのかという起草過程から重要視された基本的イシューと強く結びついている。

<sup>22)</sup> 代替とされている1隻も代替の対象となった巡視船はヘリコプターを格納する機能はあったがアドホックなものであった。

この点から、海上警察概念そのものの修正をも迫られると主張したのが國司彰男であった。國司(1985)は海上警察概念が国内法的には行政警察権と司法警察権との二元的構成となるのに対し(國司 1985:224-225)、国際法的には領海、EEZ、公海という海域の法的性質からそれぞれ沿岸国に与えられた権能が異なることという意味で三層的構成をなすことを論じ(國司 1985:228)、この両者が折り重なって形成される海上警察権は法の二元的三層構造によって形成されると考えたのである。

### (5) 不審船の時代

1999年3月23日、海上自衛隊の航空機は、能登半島沖及び佐渡島沖を航行する2隻の不審な漁船「第二大和丸」及び「第一大西丸」を発見した。防衛庁からの情報提供を受けた海上保安庁は巡視船艇及び航空機を出動させ、確認に当たることとした。

通報を受けた海上保安庁の航空機が13時頃に2隻の不審船「第二大和丸」及び「第一大西丸」を確認するとともに、停船命令を発したが、両船はこれに従うことなく逃走を開始した。数機の航空機による継続した追跡の後、巡視船が両船舶を確認し、停船命令を繰り返したものの、逃走速度を約20ノットに引き上げたことから、当時の巡視船での捕捉が困難と判断されたため、20ミリ機関砲、13ミリ機銃または自動小銃による上空及び海面に向けた威嚇射撃が行われることとなった。7時間近い追跡の後のことであった。

それでも両船舶は逃走を続けたため、「第一大西丸」が急に航行を停止したのをきっかけとして、巡視船での追跡は速力の問題からきわめて困難だが、自衛隊の護衛艦であれば追跡可能であると判断されたことから、海上自衛隊に初の海上警備行動が発令され、巡視船に代わって海上自衛隊の護衛艦が両船舶の追跡を引き継ぐこととなった。その後、護衛艦も威嚇射撃を伴う停船命令を発したものの、捕捉には至らず、2隻の不審船は日本の防空識別圏を越えたため、追跡が打ち切られることとなった。

このいわゆる能登半島沖不審船事件は戦後初めての巡視船の備砲による威嚇射撃の実施、海上警備行動発令、自衛隊による武器使用、そして海上保安庁も海上自衛隊も不審船を停船させることができなかったという現実

等様々な点で注目されることとなった。これを受け、不審船対応のための海上保安庁と海上自衛隊との連携が強化されることとなり(奥蘭 2016)、両者が不審船に対処するための措置を講ずることとなった。

能登半島沖不審船事件からわずか2年後の2001年は軍を含む世界の實力組織の転機となった年である。9月11日に発生した米国同時多発テロが、冷戦構造期の国家安全保障体制の再構築のきっかけとなったのである。2002年の日韓ワールドカップを控えていた日本にとって、テロ対策が極めて切迫した課題となっていった矢先に発生したのが、12月21日の九州南西沖工作船事件であった。

12月21日、海上自衛隊の哨戒機が日本のEEZ(奄美大島の西北西約240キロメートル)において不審な船舶を発見した。通報を受けた海上保安庁は巡視船艇航空機を派遣し、同日6時20分頃海上保安庁の航空機が通報の船舶を発見し、船名が「長漁3705」であることを確認している。12時48分に巡視船が「長漁3705」に追いつき、停船命令を繰り返したものの、同船は逃走を続けた。射撃警告にも応じないため、14時36分には上空や海面に向けた威嚇射撃を実施したが効果はなく、16時13分以後は、RFS20ミリ機関砲を装備する巡視船による威嚇のための船体射撃を実施している。

この威嚇のための船体射撃は、人に危害を与えてはならないという法的な絶対条件を満たしつつ、船体に向けて威嚇射撃を行うものであった。あらかじめ「長漁3705」のどの部分を狙って射撃を実施するか警告し、待避の時間をとった上で、船体のうち、船首端や船尾端に狙いがつけられた(海上治安研究会 2004:21)。

この「威嚇のための船体射撃」のために、海上保安庁は能登半島沖不審船事件以降、荒れる海面を航行してランダムに動揺する巡視船から目標に対して正確な射撃が可能なRFS20ミリ機関砲を開発し、順次巡視船に搭載していた。正確な射撃能力、射撃対象場所の明示、待避指示により、また、無関係の船舶を巻き込まないよう注意が払われ「長漁3705」の船体のみを確実に射撃したのである(海上治安研究会 2004:21-23)。

最終的に、「長漁3705」は停船し、これを立入検査しようとした海上保安官が乗り移るために巡視船を接舷しようとしたところで、巡視船の操舵

室等が発砲を受けたため、正当防衛のための射撃がなされ、「長漁 3705」は原因不明の爆発の末、沈没した。後の検証で、「長漁 3705」には有効に機能する自爆装置が設置されていたこと、巡視船への攻撃には自動小銃 4丁、軽機関銃 2丁、二連装機銃 1丁、ロケットランチャー 2丁が用いられたこと、携行型地对空ミサイル、82 ミリ無反動砲、手榴弾が装備されていたことがわかっている(海上治安研究会 2004:81-89)。

こうした事実を前提に、巡視船の高速化がはかれることなり、RFS20 ミリ機関砲をはじめとした武器の高機能化がさらに進められるとともに、不審船の保有武器の射程を意識した距離から安全かつ正確に船体等への威嚇射撃が可能な体制を目指して船舶及び航空機が整備されることとなった<sup>23)</sup>。

能登半島沖不審船事件が発生した時期に海上警察の概念を検討したのが廣瀬肇である。廣瀬(2000)は、前述の飯田忠雄や國司彰男の研究を踏襲しつつ、行政法の研究者としての観点から、海上という場の特性が、「海上警察概念」と行政法学上の「警察」の相違を生じさせていることを論じている。海上警察の作用が国際法と国内法の両方に規定されることを前提として、改めて海という場所的特性が警察権の発動に関する条理上の限界である、警察比例の原則、警察責任の原則、警察公共の原則にどのような影響を及ぼすのかを具体的に検討したのである。本章にとって重要なのが警察比例の原則に関する検討である。法の執行には、その目的と人権保障との均衡性及びその手段の必要性和相当性が求められるが、その判断段基準は、国境としての海において、単に人だけでなく海上社会を構成する船舶を対象としていることに鑑みれば、陸域における警察とは全く異なるとしても違法、不当とはいえないというのである。

#### 4 分析：何が変化し、何が変化しなかったのか？

実力組織の類型化軸は、対処行動の法的予測可能性の軸と他国との利害関係の軸を組み合わせたものであり、実力組織を 4 つに分類するというも

<sup>23)</sup> たとえば、『海上保安レポート 2006』、45-47 ページ。

のであった。この軸に沿って、国際的な環境の変化による海上保安庁の変化を改めて概観しよう。

創設期の海上保安庁は占領下にあったこともあり、組織の形成に当たって国際環境からの強く不可避の影響を受けた。組織の規模、持ちうる装備、行動範囲にまで関係国の意見を受け入れて出発することとなった。結果的に対外的な業務は密航や密輸対策など、国家とは関係のない人や物の流れをコントロールすることが、その任務の中心であった。その意味では、図1で言うところの陸上警察と同じ第四象限に位置していたと言ってよい。

その後、サンフランシスコ平和条約によって占領が解除されたことに伴って、日本海を巡る日本と韓国の見解の相違が、具体的事象をともなって先鋭化していく。すなわち、根拠は不明だが李ラインの正当性を主張する韓国が、公海上で操業する日本漁船を拿捕、引致するという事件が続発する。これに対し、行動範囲の制限が解除された海上保安庁の巡視船が韓国官憲による日本漁船の被拿捕防止に乗り出したのである。結果的に、巡視船が発砲されるという極端な事例が何件も発生したものの、巡視船に搭載された武器を外してこの業務にあたるという姿勢を海上保安庁は崩さなかった。創設期から見れば、他国との利害関係が大きくなる一方で、対処行動の法的予測可能性は高い状態を維持していたのである。

1970年代中期頃からは、国際的には新海洋法秩序の議論が進展し、国連海洋法条約の発効の前から日本も含めた各国の領海の拡張、専管水域の設定がなされ、面積的に各国が主権あるいは一定の管理権を主張する領域が拡張された。これに対応するための海上保安庁の取り組みは、各法令と執行体制の見直しのみならず、陸岸から200海里離れた海を管理するための実力を備えることにも及んだ。Samuels(2007)をはじめとする日本国外の研究や言説において、海上保安庁をPara-Militaryと把握する一つの根拠となっている「ヘリコプターが搭載されている3000トン以上(全長100メートル以上)の武装した船舶」は、遠隔地対応の必要から生み出されたのであった。國司(1985)が論ずるように、海域それぞれに法的意義が与えられ、法体系にバリエーションが生じたという重層化は海上警察にとって重要なことではある。他方、このことは同時に、「国内(領海)」と「分野別の準国

内（接続水域、EEZ 及び大陸棚）」が拡張されたというだけでなく、国家間で共用される公海が縮小されたと理解すれば、他国との利害関係は逆に縮小されたということもできる。他方、境界線確定の問題がおおきく絡む竹島問題については、海上保安庁の業務が日本と韓国との利害により深い関係を持つこととなったことは付記されるべきであろう。

1999年と2001年の工作船事件及び2001年の米国同時多発テロ以降、潜在的に国内の人や重要施設が海あるいは船を介して脅威さらされていることが再び注目されることとなった。領土から遠く離れた海域での事象に対応することを想定して装備を調えつつあった海上保安庁は、不審船やテロに対応するために高速かつ高機能な装備を整備する必要に迫られ、それを実現していくこととなった。他方、相手方の意図、所持武器などによっては、国内の重要施設と国民の心理が著しく傷つけられうること、巡視船が攻撃対象となったときの被害の大きさが再認識されることとなった。その結果、不審船対応の装備には、相手方が保有していると想定される武器の射程を前提にし、かつ正確な射撃ができることを重要視するようになったのである。他方、李ラインにおける対応で銃撃を受けても、語られることのなかった正当防衛のための武器使用権限が、不審船事件においては実際に行使されている。李ラインにおける韓国官憲からの射撃と不審船からの射撃は国際法的に異質のものであり、対応が異なるのは当然だが、「法的には認められているものの実態は禁止されているに等しいものでない」ことが確認されたと理解する考え方もあるだろう。そのような意味で、対処行動の法的予測可能性は、不審船事件以後もごく高い状態にあるものの、撃つか撃たないかという判断はなされるようになったという点で、高い法的予測可能性の性質が少なくとも李ラインの時代とは異なっているという理解はあり得よう。ただし、技術的改良によって精度の向上を指向し、人ではなく船体の特定位置に撃つことによる結果に対する予測可能性を向上させようとしている点は法的予測可能性の観点から重要視されるべきである。

## 5 結論

### (1) 変化の意義

本稿は、実力組織の類型化モデルを前提に、海上保安庁が国際的な環境要因の変化に伴って、対外的な業務をどのように変化させてきたのか、防衛組織と警察組織の相関という観点から、その変化にはどのような意味があったのか、海上保安庁の対外的側面に関する事件と言説の系譜を跡づけつつ、明らかにしていくことを目指したものである。

本稿が設定した軸を基準に海上保安庁設立から 2000 年までの変遷を評価すると、対処行動の法的予測可能性という観点からはほとんど変化が見られなかった。特に武器の取り扱いについては、外形的には大きな変化が見られたものの、法的予測可能性が高いという意味では、実質的な変化は見られなかった。

他方、サンフランシスコ平和条約までは第四象限に位置していた海上保安庁の業務は、李ラインにおける韓国との関係が激化していた時期に一举に他国との利害関係の大きなものとなる。この時期を以て、海上保安庁という組織が第一象限に位置することとなる。それが、1970 年代のレジーム変化によって、国内の範囲が増大し、この新たな領域の管理に軸足を移すこととなった。国際法と国内法の交錯の中で行われるという大前提のなかで、海上警察の業務が一時的に internal なものになっていったのである。

このことから、国際的な環境要因の変化に追従して、他国との利害関係が大きく、対処行動の法的予見可能性が高いという絶対的な位置づけに変化はないものの、1952 年から 2000 年初頭にかけて、海上保安庁は座標軸の第一象限から第四象限に方向に微妙に変化しつつあったといえる。李ラインや不審船事件のさなかにあっても、海上保安庁は防衛組織とは別の方向に向かって変化していたことを示している。

### (2) ポスト不審船の時代と研究上の課題

世界経済においてすでに強い存在感を發揮している中国の公船による日本の EEZ における活動件数の増大、尖閣諸島周辺の領海及びその周辺での活動の増大への対処は海上保安庁にとって重要な業務となっており、東シナ海エリアを担当する十一管区海上保安本部に所属する巡視船艇隻数は

年々増強され、2006年に石垣海上保安部に配属されていた大型巡視船は2隻だったのが、10年後の2016年には実質的に12隻相当に増強されている<sup>24)</sup>。

2000年代以降の国際的な環境と海上保安庁の対外業務は構図だけを見れば、占領解除期の李ラインへの対応と類似点が多い。とくに、双方の主張する国際法そのものに矛盾が生じているという意味で、高度に政治的、外交的問題が中核的に存在しており、それが表面化した部分が海上警察機関の活動として観察されるという点が重要な類似点である。

逆に相違点として顕著なのは、少なくとも東シナ海においては、日中の実力組織がともに理性的であり、対処行動の法的予測可能性が高い海上警察機関同士が対峙しているということである。この状況下で、「法治平安の海<sup>25)</sup>」が『海上保安レポート2016』のテーマとして位置づけられていることは示唆的である。法をその行動の根幹に据える海上警察機関同士が対峙するこの状況が、どのようにして解消されていくのか、李ラインのような解決策が図られるのか、それとも別の方法が発見されるのか、現段階では予測することは不可能である。

法的なコントロールの効いた実力組織同士が対峙する状況においては、理論的に考えれば、どちらかの誰かが、国家としての意思決定の有無に関係なく、均衡を破る行為に出ない限り、現状維持が続いていくこととなる。現状がどのように、どのような理由で変化していくのかは、現実社会にとっては重要な問題であり、実力組織を題材にした研究にとっても関心事となるだろう。この変化の兆候をつかむためにも、双方の海上警察機関のありようを様々な視点から分析することが求められるのである。

## 参考文献

アワー, E J(1972)『よみがえる日本海軍：海上自衛隊の創設・現状・問題点(上)』妹尾作太男訳, 時事通信社。

飯田忠雄(1963)「海上保安制度論」『海上保安大学校研究報告(第1部)』8, 1-100。

<sup>24)</sup> 海上保安庁(2016)『海上保安レポート2016』, 1。

<sup>25)</sup> 海上保安庁(2016)『海上保安レポート2016』, 1。

## 54－国際的外部環境の変化と海上保安庁

- 飯田忠夫(1964)「海上警察権の法的構造」『海上保安大学校研究報告(第1部)』9, 1-171.
- 大久保武雄(1978)『海鳴りの日々』海洋問題研究会.
- 奥藪淳二(2016)「海上保安庁-海上自衛隊関係の変化と海賊対処法」鶴田順編『海賊対処法の研究』有信堂, 177-191.
- 海上治安研究会(2004)『北朝鮮工作船がわかる本』成山堂書店.
- 海上保安庁総務部政務課(1961)『十年史』平和の海協会.
- 海上保安庁総務部政務課(1979)『海上保安庁30年史(増補版)』海上保安協会.
- 片岡千賀之(2006)「日中韓漁業関係史1」『長崎大学水産学部研究報告』87巻, 15-27.
- 國司彰男(1985)「海上警察権の再構成をめぐる諸問題」大國仁・國司彰男編『海事法の諸問題-伊藤寧先生退職記念論集-』中央法規出版, 207-244.
- コワルスキー, F(1999)『日本再軍備 - 米軍事顧問団幕僚長の記録』勝山金次郎訳, 中央公論新社.
- 柴山太(2010)『日本再軍備への道-1945~1954年-』ミネルヴァ書房.
- 高藤奈央子(2011)「竹島問題の発端—韓国による竹島占拠の開始時における国会論議を中心に振り返る—」『立法と調査』322, 65-73.
- 中野勝哉(2009)「軍事機能、警察機能および危機管理の概念整理」『平成20年度海洋権益の確保にかかる国際紛争事例研究(第一号)』, 110-120.
- 廣瀬肇(2000)「海上警察に関する一考察」高田敏・畑博行編『憲法と行政法の現在』北樹出版, 73-94.
- 福原裕二(2012)「漁業問題と領土問題の交錯」『北東アジア研究』23, 65-77.
- 藤井賢二(2006)「公開された日韓国交正常化交渉の記録を読む—李承晩ライン宣言を中心に—」『東洋史訪』12, 51-69.
- 藤原帰一(2005)「軍と警察—冷戦後世界秩序における国内治安と対外安全保障の収斂」山口厚・中谷和弘編『安全保障と国際犯罪』東京大学出版会, 27-44.
- 村上歴造・森征人(2009)「海上保安庁法の成立と外国法制の継受—コーストガード論—」山本草二編『海上保安法制-海洋法と国内法の交錯-』三省堂, 26-45.
- 山本草二(1992)『海洋法』三省堂.
- Bigo, D. (2001) The Mobius Ribbon of Internal and External Securities, in M. Albert and D. Jacobsen, ed., 'Identities Borders Orders: Rethinking International Relations Theory', University of Minnesota Press, 91-116.

Dean, M. (2006) Military Intervention as "Police" Action?, in Markus D. Dubber & Mariana Valverde, ed., 'The New Police Science: The police Power in Domestic and International Governance', Stanford University Press, 185-206.

Samuels, R. (2007) "New fighting Power!" Japan's Growing Maritime Capabilities and East Asian Security, *International Security*, 32(3), 84-112.

Greener-Barcham, B. (2007) Crossing the green or blue line? Exploring the military-police divide, *Small Wars and Insurgencies*, 18(1), 90-112.